

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第70回理事会

平成15年6月

第 7 0 回 通常理事会次第

平成15年 6月 9日 (月) 18:00～

スクワール麹町 (四谷)

1. 定 足 数 報 告

2. 議事録署名人選出

3. 基金の近況報告等

4. 議 事

第1号議案 平成14年度事業報告 (資料1)

第2号議案 平成14年度収支計算書及び監査報告 (資料2、3)

当面の課題 (資料4)

5. そ の 他

平成15年度収支予算書
(平成15年4月1日から平成16年3月31日)

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

(単位: 円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	比較増△減	備 考
【収入の部】				
基本財産運用収入	1,000	20,000	△ 19,000	
寄 附 金 収 入	24,000	50,000,000	△ 49,976,000	
医療福祉支援等事業収入	0	20,000,000	△ 20,000,000	
国庫補助金収入	262,261,000	329,626,000	△ 67,365,000	
雑 収 入	32,000	140,000	△ 108,000	
当期収入合計 (A)	262,318,000	399,786,000	△ 137,468,000	
前期繰越収支差額	445,000,000	686,000,000	△ 241,000,000	
収入合計 (B)	707,318,000	1,085,786,000	△ 378,468,000	
【支出の部】				
事業費支出	369,566,000	738,133,000	△ 368,567,000	
償い金支給事業	0	178,000,000	△ 178,000,000	
医療福祉支援事業	214,000,000	341,700,000	△ 127,700,000	
女性名誉尊厳事業	155,566,000	218,433,000	△ 62,867,000	
運営経費支出	105,487,000	110,767,000	△ 5,280,000	
管理費支出	95,269,000	94,336,000	933,000	
人 件 費	68,765,000	68,598,000	167,000	
事 務 費	26,504,000	25,738,000	766,000	
運営審議会等経費	5,137,000	5,026,000	111,000	
海外事情調査経費	5,081,000	11,405,000	△ 6,324,000	
特定預金繰入支出				
退職引当預金繰入支出	1,208,000	426,000	782,000	
予 備 費	231,057,000	236,460,000	△ 5,403,000	(注)
当期支出合計 (C)	707,318,000	1,085,786,000	△ 378,468,000	
当期収支差額 (A-C)	△ 445,000,000	△ 686,000,000	241,000,000	
次期繰越収支差額 (B-C)	0	0	0	

(注) 予備費は主として医療福祉支援事業費のために支出された経費である。

寄附金年度別収支状況

15. 6. - 9

【部内資料】

15.3.31

(単位:円)

年 度	寄附金等収入					償い金支出及び対象人数				差引残高 ③-④
	寄附金	寄附金累計 ①	利息	利息累計 ②	収入累計 ①+② ③	当年度支出・人数	人	支出・人数累計 ④	人	
7年度	219,772,701	219,772,701	21,745	21,745	219,794,446	-	-	-	-	219,794,446
8年度	211,790,069	431,562,770	301,170	322,915	431,885,685	36,000,000	18	36,000,000	18	395,885,685
9年度	9,097,368	440,660,138	980,038	1,302,953	441,963,091	104,000,000	52	140,000,000	70	301,963,091
10年度	2,441,541	443,101,679	790,954	2,093,907	445,195,586	94,015,984	47	234,015,984	117	211,179,602
11年度	1,420,159	444,521,838	257,620	2,351,527	446,873,365	92,001,200	46	326,017,184	163	120,856,181
12年度	83,603,344	528,125,182	96,008	2,447,535	530,572,717	24,000,000	12	350,017,184	175	180,555,533
13年度	27,574,758	555,699,940	50,416	2,497,951	558,197,891	76,000,000	38	426,017,184	213	132,180,707
14年度 14.4.1～15.3.31	7,252,145	562,952,085	2,331	2,500,282	565,452,367	144,068,432	72	570,085,616	285	△ 4,633,249

(注) 当年度支出額144,068,432円のうち1名分の200万円は、送金先確認のため、決算上未払金としている。

募金不足額は基本財産の一部を充当

平成 14 年度においては、前年度に引き続き、いわゆる元従軍慰安婦とされた方々に対する国民的な償いを表す事業及び医療・福祉支援事業並びに女性の名誉と尊厳を守るための各種事業を次のとおり実施した。

1. 償い事業

平成 8(1996)年度から実施したフィリピン、韓国、台湾における国民的な償い事業は、平成 14(2002)年 9 月 30 日をもって完了した。

この国・地域においてアジア女性基金の事業を申請し、償い金等をお届けすることとされた方は 285 名となった。

2. 医療・福祉支援事業等

(1) フィリピン、韓国、台湾における医療・福祉支援事業は、償い事業と同様の扱いで平成 14(2002)年 9 月 30 日をもって完了した。

(2) インドネシア政府の行う高齢者社会福祉推進事業は、平成 9(1997)年(3 月 25 日党書締結)から実施されており、現在までに 20 カ所の福祉施設が完成している。

なお、インドネシアの実施期間は、実施年から 10 年間とされている。

(参考) オランダにおける事業は平成 13(2001)年 7 月に終了している。

3. 女性名誉尊厳事業

一般啓発事業

- ① 基金ニュースの発行(10 月 20 日、3 月 20 日の 2 回)
- ② 基金概要資料作成
- ③ 募金の呼びかけ(4 月)及び募金活動終了とお礼(7 月)に関する新聞広告 中央紙
地方版・主要地方紙
- ④ 募金及び事業に関する雑誌掲載
- ⑤ 償い事業申請終了に関するテレビ広告の放映(台湾)
- ⑥ ドメスティック・バイオレンスに関する啓発ポスター制作・配布
- ⑦ 記録の整備

Q&A 作成事業

- ① 「女性に対する暴力 Q&A」
- ② 「これって暴力？」
- ③ 「難民支援におけるジェンダーの視点」

以上 3 小冊子を作成・配布

地方対策事業

- ① 事業報告会(6ヶ所:高槻市、大阪市、山形市、大分市、東京、鳥取市)
- ② ドメスティックバイオレンスに関する公開セミナーの開催(5ヶ所:徳島県鴨島町、北見市、新居浜市、日立市、和歌山市)
- ③ 「日本と韓国—過去の記憶と未来への対話」公開フォーラムの開催(東京)

NGO 支援事業

女性の名誉と尊厳を守る広報・啓発活動並びに女性の人権に関する今日的課題への自立活動等を行うNGOに対する当該事業への支援(支援13団体)

国際会議事業

- ① 「紛争と女性」国際専門家会議・公開フォーラムの開催 (東京)
- ② 第3回「女性と司法—被拘禁女性の人権」国際専門家会議の開催 (マレーシア・ベナン)
- ③ 「『慰安婦』問題とアジア女性基金事業」ワークショップ開催 (神奈川県箱根町)

調査研究事業

- ① 「大都市と農村地域におけるドメスティック・バイオレンスへの意識及び実態の比較—東京都・東北農村地域を対象として—」(委託)
- ② 「DVに対する男性の意識とDV防止のための加害者教育に関する実情調査」(委託)
- ③ 「在日外国人女性からの電話相談に関する調査報告」(委託)
- ④ 「女性の人権に関する大学生の意識調査」(委託)
- ⑤ 女性に対する暴力国連特別報告書の翻訳・出版
- ⑥ 「武力紛争下における女性の人権」研究会開催

援助者育成研修事業

援助者のためのワークショップの開催(8ヶ所:岐阜県八幡町、人吉市、北見市、日立市、新居浜市、柏崎市、大田市、東京)

4. その他総務報告

(1) 理事会等の開催

理事会関係	第60回	平成14年5月14日	
	第61回	6月4日	(平成13年度事業報告及び決算、募金不足の対応他)
	第62回	6月24日	(募金活動終了に関する広報等の扱い他)
	第63回	7月15日	
	第64回	8月30日	(アフターケアの在り方他)
	第65回	11月7日	(償い事業ワークショップ計画、事務所移転計画他)
	第66回	12月10日	(ワークショップ基本資料(案)他)
	第67回	平成15年12月28日	

(書面表決:事務所移転に伴い寄付行為の一部変更)

第 68 回 2 月 21 日 (当面の課題)

第 69 回 3 月 25 日 (平成 15 年度事業計画及び予算案、任期満了に伴う役員の改選他)

評議員会 第 20 回 平成 14 年 6 月 5 日 (平成 13 年度事業報告及び決算他)

第 21 回 平成 15 年 1 月 28 日

(書面表決:事務所移転に伴い寄付行為の一部変更)

第 22 回 3 月 26 日 (平成 15 年度事業計画及び予算案、任期満了に伴う役員の改選他)

運営審議会 第 61 回 平成 14 年 6 月 3 日 (償い事業終了のプロセス他)

第 62 回 6 月 18 日 (当面の課題)

第 63 回 8 月 28 日 (")

第 64 回 平成 15 年 2 月 18 日 (")

理事・運営審議会委員等合同会議

平成 14 年 4 月 16 日

(アジア女性基金の今後の在り方、意見交換)

(2) 任期満了に伴う役員等の交代

評議員 野田愛子(辞任)平成 15 年 3 月 31 日

若菜允子(就任)平成 15 年 4 月 1 日

運営審議会委員 饗庭孝典(辞任)平成 15 年 3 月 31 日

理事、監事及び上記以外の評議員、運営審議会委員は再任された。

(3) アジア女性基金事務所の移転

平成 15 年 1 月 18 日、東京都港区赤坂 2-17-42 赤坂アネックスから
東京都千代田区九段南 2-7-6 相互九段南ビルに移転した。

アジア女性基金

女性の名誉と尊厳に関わる事業

1996年～2003年

2003年4月18日

小冊子の作成

全国の自治体、女性センター、婦人相談所、福祉事務所、児童相談所、各自治体の教育委員会、警察、NGOなどに配布

2002 年度	「女性に対する暴力 Q&A」 「これって、暴力？」 「難民支援におけるジェンダーの視点」
2001 年度	「夫やパートナーからの暴力対応マニュアルⅠ&Ⅱ ～暴力から身を守り行動するために～」 「夫やパートナーからの暴力対応マニュアルⅢ ～よりよい援助のために～」 「ドメスティック・バイオレンス ～子どもをサポートするために～」
2000 年度	「性暴力Q&A ～心とからだの回復のために～」 「インターネット・ルール ～ネットワーク社会と子どもたちの安全～」 「『援助交際』について考えるためのハンドブック ～成人男性 意識調査レポートから～」
1999 年度	「女性の人権 Q&A」 「女の怒り・男の困惑を超えて」 「夫やパートナーからの暴力対応マニュアル2 ～認識から行動へ～」
1998 年度	「夫やパートナーからの暴力対応マニュアル1 ～ドメスティック・バイオレンスから身を守るために～」 「『援助交際』について考えるためのハンドブック ～女子高生 意識調査レポートから～」

ビデオの製作

全国の自治体、女性センター、婦人相談所、各都道府県警察本部などに配布

2000 年度	「ドメスティック・バイオレンス ～家庭内における女性と子どもへの影響～」 「女性たちと戦争 そして暴力 ～私たちの問題として～」 2000 年 10 月 7 日 アジア女性基金 5 周年テレビ番組をビデオに編集
1999 年度	「どうして私を殴るのですか ～妻や恋人への暴力は、犯罪です～」

啓発ポスターの製作

全国の自治体、女性センター、婦人相談所、各都道府県警察本部などに配布

2002 年度	「パパ、どうしてママをぶつの？～小さな瞳にうつるのが、暴力をふるうあなたの姿 だったら～」
2001 年度	「その悩み、ひとりで抱え込まないで～気づいていますか？ドメスティック・バイオ レンス(DV=夫や恋人からの暴力)は犯罪です～」
2000 年度	「ママを殴らないで」
1999 年度	「どうして私を殴るのですか ～妻や恋人への暴力は、犯罪です～」 (東京都内の電車中刷り広告も実施)

国際会議の開催

2002 年度	第 3 回国際専門家会議「女性と司法」(マレーシア・ペナン) 第 2 回国際専門家会議・公開フォーラム「紛争と女性」(東京) 『慰安婦』問題とアジア女性基金事業」ワークショップ(箱根)
2001 年度	第 2 回 国際専門家会議 「女性と司法ー裁判と女性」開催(京都) シンポジウム「子どもの人権・大人の課題」(横浜) 国際専門家会議・公開フォーラム「ジェンダーと HIV/AIDS」(東京) 翻訳出版記念シンポジウム 国連世界調査「開発と女性の役割」(東京) 第 2 回「慰安婦」問題に関するラウンドテーブルと公開フォーラム(東京)
2000 年度	国際専門家会議・公開フォーラム「女性の尊厳と司法」(箱根・横浜) 国際専門家会議・公開フォーラム「ドメスティック・バイオレンスを根絶するためには」(東京) 「慰安婦」問題に関するラウンドテーブルと公開フォーラム(東京)
1999 年度	「第 7 回 犯罪と刑事司法」に関する世界会議(インド・ニューデリー) 国際専門家会議「武力紛争下における女性の人権」(京都) 公開フォーラム「女性と暴力」(京都) 「女性と性と HIV」シンポジウム(東京)
1998 年度	「女性の国際的人身売買」に関する地域会議(タイ・バンコク)
1997 年度	「女性並びに子どもに対する国際的人身売買及び商業的性的搾取」専門家会議(フィリピン・マニラ)
1996 年度	「女性の人権とは？」専門家会議および公開フォーラム(東京、京都)

公開セミナーの開催

2002年度	(共催先)
「家庭内でなぜ暴力が起きるのか～ドメスティック・バイオレンスと子ども虐待の心理」	和歌山市・和歌山市女性会議連絡会
「家庭内でなぜ暴力が起きるのか～ドメスティック・バイオレンスと子ども虐待の心理」	日立市ラポール協会
「DV～家庭内における女性と子どもへの影響～」	愛媛県新居浜市男女共同参画課
「虐待・暴力の及ぼす影響～女性と子どものこころのケアに携わって～」	北海道北見児童相談所
「ドメスティック・バイオレンスの心理を理解し、その支援に挑む～支援者が乗り越えなくてはならない心の壁～」	徳島県川島福祉事務所
2001年度	
「DV～家庭内における女性と子どもへの影響～」	山口県 岩国市
「DV～家庭内における女性と子どもへの影響～」	大分県 竹田市
「DV～家庭内における女性と子どもへの影響～」	岐阜県 岐阜市
「ジェンダーとDV～女性への暴力と女性問題解決のために～」	徳島県 徳島市
「ドメスティック・バイオレンス～夫や恋人からの暴力～」	群馬県 伊勢崎市
「DV～家庭内における女性と子どもへの影響～」	春日井市
「DV～家庭内における女性と子どもへの影響～」	網走市・網走市教育委員会・網走市男女共同参画プラン推進協議会
「DV～その理解と実際的対処のために～」	青森市・青森市男女参画都市宣言記念月 行委員会
「DV～家庭内における女性と子どもへの影響～」	熊本県
「DVとどう向き合うか？」	滋賀県・滋賀県犯罪被害者連絡協議会

2000年度	(共催先)
「ドメスティック・バイオレンス ～家庭内における女性と子どもへの影響～」ー公開フォーラム	北海道 旭川市
「ドメスティック・バイオレンス ～家庭内における女性と子どもへの影響～」ー公開フォーラム	気仙沼市・気仙沼市教育委員会・宮城県気仙沼地方振興センター

「ドメスティック・バイオレンス ～家庭内における女性と子どもへの影響～」公開フォーラム	埼玉県 与野市
「ドメスティック・バイオレンス ～家庭内における女性と子どもへの影響～」公開フォーラム	静岡県 沼津市
「ドメスティック・バイオレンス ～家庭内における女性と子どもへの影響～」公開フォーラム	アジア女性基金主催
「ドメスティック・バイオレンス ～家庭内における女性と子どもへの影響～」公開フォーラム	千葉県 千葉市
1999年度	
連続セミナー 「ドメスティック・バイオレンスは許さない」	山形市女性センター・後援： 連合山形女性委員会
連続セミナー 「夫・恋人からの女性への暴力をなくそう」	東京都 葛飾区・葛飾区職 員労働組合
連続セミナー 「一人で苦しまないで ～家庭内の暴力も犯罪です～」	高知県 高知市
連続セミナー 「女性への暴力のない社会をめざして」	三重県女性少年室・三重県 女性相談所・三重県女性セ ンター
連続セミナー 「女性への暴力のない社会をめざして」	アジア女性基金主催
1998年度	
セミナー 女性に対する暴力・性的虐待「当事者の立場に たったサポートとは ～カナダの実践と日本の現状～」	アジア女性基金主催
セミナー 女性に対する暴力・性的虐待「当事者の立場に たったサポートとは ～カナダの実践と日本の現状～」	アジア女性基金主催

援助者育成研修会の開催

2002年度 テーマ「相談援助技術を高めるために」他開催	
医療現場におけるDV被害の早期発見と対応 講師:エレン・アルパート(4回)	アジア女性基金主催 (東京)
講師:田村毅、米山奈奈子	アジア女性基金主催 (大田市)
「相談援助技術を高めるために」講師:北山秋雄	新潟県柏崎市共催
DV家庭に育つ子どもへの対応 講師:ショバ・アイジャール、プリマ・デバラジェ (4回)	アジア女性基金主催 (新居浜市、東京)
「相談援助技術を高めるために」講師:与那覇てい子・トゥーシ	北海道北見児童相談所 (北見市)
「相談援助技術を高めるために」講師:遠藤みち恵	熊本県球磨地域振興局保健 福祉環境部福祉課(人吉市)
「相談援助技術を高めるために」講師:田村毅	中部ブロック母子相談員協 議会(岐阜県八幡町)
「相談援助技術を高めるために」講師:鮎川葉子、後藤裕	日立市共催 (日立市)
2001年度 テーマ「ドメスティックバイオレンス～暴力の連鎖を断つために～」他開催	
講師:与那覇てい子・トゥーシー	アジア女性基金主催
講師:エリン・ガルヴィン(4回)	アジア女性基金主催
講師:田村毅	岐阜県共催
講師:米山奈奈子	岩国市共催
講師:長谷川博一、吉永陽子	茨城県共催
講師:竹前ルリ、吉永陽子	熊本県共催
講師:長谷川博一	滋賀県共催
2000年度 テーマ「ドメスティック・バイオレンス～家庭内における女性と子どもへの影響～」	
講師:吉永陽子	旭川市共催
講師:加茂登志子、信田さよ子	アジア女性基金主催

講師:園田雅代、関野真理子	アジア女性基金主催
講師:園田雅代、吉永陽子	アジア女性基金主催
講師:後藤弘子、吉永陽子	アジア女性基金主催
講師:吉永陽子	アジア女性基金主催
講師:吉永陽子	アジア女性基金主催
講師:園田雅代、吉永陽子	アジア女性基金主催
講師:後藤弘子、吉永陽子	アジア女性基金主催
1999年度 テーマ「女性に対する暴力・性的虐待～基礎的知識と対応～」他	
「女性に対する暴力・性的虐待～基礎的知識と対応～」 講師:吉永陽子	アジア女性基金主催
「女性に対する暴力・性的虐待～基礎的知識と対応～」 講師:池上千寿子	アジア女性基金主催
「女性に対する暴力・性的虐待～基礎的知識と対応～」 講師:稲川美也子(2回)	アジア女性基金主催
「女性に対する暴力・性的虐待～基礎的知識と対応～」 講師:吉永陽子	アジア女性基金主催
「女性に対する暴力・性的虐待～電話での対応～」 講師:フェミニストセラピーなかま、いのちの電話	アジア女性基金主催
「女性に対する暴力・性的虐待～基礎的知識と対応～」 講師:木村弓子	アジア女性基金主催
「女性に対する暴力・性的虐待～基礎的知識と対応～」 講師:大原美智子	アジア女性基金主催
援助者のためのワークショップ「女性に対する暴力・性的虐待～基礎的知識と対応～」講師:小西聖子	アジア女性基金主催
スキルトレーニング 女性に対する暴力・性的虐待『援助者が直面する問題と対策』～カナダのケース・あなたのケース』講師:マギー・ジーグラー(4回)	アジア女性基金主催
1998年度	
スキルトレーニング『当事者の立場にたったサポートとは』～カナダの実践と日本の現状～講師:マギー・ジーグラー(2回)	アジア女性基金主催

2002年度
 翻訳・出版物一覧

番号	タ イ ト ル	印 刷 番 号
1	「女性に対する暴力ー各国政府と交換した文書」(ラディカ・クワラスワミ)	【ア女基事 03-01】
2	「大都市と農村地域におけるドメスティック・バイオレンスへの意識および実態の比較」	【ア女基事 03-02】
3	「DVに対する男性の意識とDV防止のための加害者教育に関する実情調査」	【ア女基事 03-03】
4	「在日外国人女性による電話相談の実状調査」	【ア女基事 03-04】
5	「女性の人権に関する大学生の意識調査ー韓国・台湾・中国・日本ー」	【ア女基事 03-05】
6	第3回「女性と司法」国際専門家会議報告書(和文) 「被拘禁女性の人権」	【ア女基事 03-06】
7	第3回「女性と司法」国際専門家会議報告書(英文) "3 rd Expert Meeting on Women & Justice"	【ア女基事 03-07】
8	小冊子「女性に対する暴力 Q&A」	
9	小冊子「これって、暴力？」(中学・高校の女子生徒向け)	
10	小冊子「難民支援におけるジェンダーの視点」	

2001年度
翻訳・出版物一覧

番号	タ イ ト ル	印 刷 番 号	希望部数
1	女性に対する暴力報告書 (ラディカ・クワラスワミ)	【ア女基事 02-01】	
2	国際専門家会議報告書(和文)「ジェンダーとHIV/AIDS」	【ア女基事 02-02】	
3	国際専門家会議報告書(英文) "Expert Meeting on Gender & HIV/AIDS"	【ア女基事 02-03】	
4	第2回国際専門家会議報告書(和文)「裁判と女性」	【ア女基事 02-04】	
5	第2回国際専門家会議報告書(英文) "2 nd Expert Meeting on Women & Justice"	【ア女基事 02-05】	
6	女性に対する暴力に関する電話相談の実情	【ア女基事 02-06】	
7	農村地域における家庭内暴力についての意識および実態	【ア女基事 02-07】	
8	飲酒とドメスティック・バイオレンス	【ア女基事 02-08】	
9	国際結婚におけるタイ人女性の現状	【ア女基事 02-09】	
10	夫やパートナーからの暴力対応マニュアルI&II ～暴力から身を守り行動するために～		
11	夫やパートナーからの暴力対応マニュアルIII ～よりよい援助のために～		
12	ドメスティック・バイオレンス～子どもをサポートするために～		
13	国連世界調査報告 「開発と女性の役割～グローバリゼーション・ジェンダー・労働～」(和文)		

2000年度
翻訳・出版物一覧

番号	タ イ ト ル	印 刷 番 号	希望部数
1	クマラスワミ報告(和文)	【ア女基事 00-1】	
2	クマラスワミ報告(英文) Moral Responsibility	【ア女基事 00-2】	
3	DV 国際会議報告書(英文) Expert Meeting "Zero Tolerance for Domestic Violence"	【ア女基事 00-3】	
4	DV 国際会議報告書(和文) 専門家会議「ドメスティック・バイオレンスを根絶するためには」	【ア女基事 00-4】	
5	国際会議報告書(和文) 「女性と司法」	【ア女基事 00-5】	
6	国際会議報告書(英文) Expert Meeting "Women and Legal Justice"	【ア女基事 00-6】	
7	「女性への暴力の実態および子どもへの影響」に関する調査報告	【ア女基事 00-7】	
8	DV 援助アセスメント試論	【ア女基事 00-8】	
9	援助者のためのワークショップ報告書 「家庭内における女性と子どもへの影響」	【ア女基事 00-9】	
10	AWF 研究会報告その1「DV や性虐待問題における援助のあり方 ～被害者が女性である場合、援助者は特に何を留意すべきか～」	【ア女基事 00-10】	
11	AWF 研究会報告その2「DV 被害者へのエンパワメントと、カップル間コ ミュニケーション改善の可能性」	【ア女基事 00-11】	
12	AWF 研究会報告その3 「DV 加害者への取組み ～米国での手法を参考に～」	【ア女基事 00-12】	
13	公開セミナー報告書 「ドメスティック・バイオレンス～家庭内における女性と子どもへの影響」	【ア女基事 00-13】	
14	性暴力 Q&A ～心とからだの回復のために～		
15	「援助交際」について考えるためのハンドブック ～成人男性意識調査レポートから～		
16	インターネット・ルール ～ネットワーク社会と子どもたちの安全～		

1999年度
翻訳・出版物一覧

番号	タイトル	印刷番号	希望部数
1	京都国際専門家会議及び公開フォーラム報告書	【ア女基事 99-1】	
2	犯罪被害者としての女性と子どもの人権	【ア女基事 99-2】	
3	ドメスティック・バイオレンス家庭における女性と子どもの被害 —DVと子どもの虐待の関連及び暴力の連鎖の実態について—	【ア女基事 99-3】	
4	『援助交際』に対する成人男性の意識及び背景要因	【ア女基事 99-4】	
5	家庭内における女性の尊厳侵害に関する実情調査	【ア女基事 99-5】	
6	国連特別報告者クマラスワミ「女性に対する暴力」報告書	【ア女基事 99-6】	
7	Expert Meeting & Open Forum in Kyoto	【ア女基事 99-7】	
8	"Comfort Women" and International Law		
9	夫やパートナーからの暴力対応マニュアルⅡ —認識から行動へ—		
10	女性の人権 Q&A —国際社会の取組みを中心に—		
11	キーワードで読む女性問題 女の怒り・男の困惑を超えて		
12	なくそう！子ども買春・子どもポルノ資料集		在庫切れ
13	中央公論 2000 年 4 月号(抜き刷り) 古くて新しい問題「妻や恋人への暴力」		
14	暴力の被害者を支援する相談員のためのハンドブック ～二次的被害のない相談をめざして～		在庫切れ

1998年度
翻訳・出版物一覧

番号	タイトル	印刷番号	希望部数
1	人権と女性（ハリマ・ワルザジ）	【ア女基事 98-1】	在庫切れ
2	女性に対する暴力 ―その原因と結果―（ラディカ・クマラスワミ）	【ア女基事 98-2】	
3	現金者からのメッセージ		
4	「援助交際」について考えるためのハンドブック		
5	夫やパートナーからの暴力対応マニュアル ―＜ドメスティックバイオレンス＞から身を守るために―		
6	「慰安婦」問題調査報告・1999		在庫切れ
7	アジア女性基金フォーラム 「女性と人権」		
8	女性の国際的人身売買に関する地域会議報告書 ―バンコク会議(英文)	【ア女基事 98-3】	
9	女性の国際的人身売買に関する地域会議報告書 ―バンコク会議(和文)	【ア女基事 98-4】	
10	夫・恋人からの暴力の撤廃 ―国際的背景と国際的人権法の義務― (米田 真澄)	【ア女基事 98-5】	在庫切れ
11	「援助交際」に対する男性の意識の分析（福富 護）	【ア女基事 98-6】	在庫切れ
12	女性に対する暴力・性的虐待 当事者の立場に立ったサポートとは ―3日間の電話窓口開設―	【ア女基事 98-8】	
13	女性に対する暴力・性的虐待 当事者の立場に立ったサポートとは ―カナダでの実践と日本の現状―	【ア女基事 98-9】	
14	暴力や性被害に悩む女性のための公共機関相談窓口ガイド		

1997年度
翻訳・出版物一覧

番 号	タ イ ト ル	印 刷 番 号	希望部数
1	いわゆる『援助交際』に対する女子高校生の意識及び背景要因の分析研究 (和文)	【ア女基事二-P-97-1】	在庫切れ
2	子どもの性的搾取撲滅への挑戦 (和文)	【ア女基事二-P-97-2】	在庫切れ
3	いわゆる『援助交際』に対する女子高校生の意識及び背景要因の分析研究 (英文)	【AWF-P-97-1】	在庫切れ
4	子どもの性的搾取撲滅への挑戦 (英文)	【AWF-P-97-2】	在庫切れ
5	'97 マニラ国際会議 (英文) 「女性並びに子どもに対する国際的人身売買及び商業的性的搾取について」	【AWF-P-97-3】	
6	マニラ会議報告書 (和文)	【ア女基事二-P-97-3】	
7	女性に対する暴力 — その原因と結果 — 予備報告書 (和文)	【ア女基事二-P-97-4】	
8	女性に対する暴力 — その原因と結果 — 報告書 (和文)	【ア女基事二-P-97-5】	
9	女性に対する暴力 — 戦時における軍の性奴隷制度問題に関して、朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国及び日本への訪問調査に基づく報告書 — (和文)	【ア女基事二-P-97-6】	
10	女性に対する暴力 — その原因と結果 — 報告書 (和文)	【ア女基事二-P-97-7】	
11	『援助交際』に対する女子高校生の意識及び背景要因 (和文)	【ア女基事二-P-97-8】	在庫切れ
12	“女性・子どもの人身売買-問題と解決” (和文)	【ア女基事二-P-97-9】	在庫切れ
13	“女性・子どもの人身売買-ミャンマー(ビルマ)におけるその全体像”	【ア女基事二-P-97-10】	在庫切れ
14	“不法労働の働き” - 子どもの商業的搾取の防止と撲滅のためのタイの政策と 行動計画	【ア女基事二-P-97-11】	在庫切れ
15	タイ - 女性人身売買の状況	【ア女基事二-P-97-12】	在庫切れ

1996年度
翻訳・出版物一覧
 業務第二部

番号	タ イ ト ル	印刷番号
1	'96 アジア女性基金国際フォーラム「女性の人権とは」(和文)	
2	'96 アジア女性基金国際フォーラム「女性の人権とは」(英文)	
3	アジア太平洋地域における 女性の人権と法的地位 (和文)	【ア女基事二-P-1】
4	アジア太平洋地域における 女性の人権と法的地位 (英文)	
5	子どもの性の商品化と搾取 心身に与える影響	【ア女基事二-P-2】
6	社会の価値基準とcsec(性の商品化と搾取)	【ア女基事二-P-3】
7	女性移住労働者に対する暴力:その問題の諸相	【ア女基事二-P-96-4】
8	移住家事労働者のエンパワメント:戦略と調整	【ア女基事二-P-96-5】
9	女性移住労働者に対する暴力:フィリピンの現実を見る	【ア女基事二-P-96-6】
10	女性移住労働者に対する暴力:送出国・受け入れ国の問題	【ア女基事二-P-96-7】
11	観光旅行と子ども売春	【ア女基事二-P-96-8】
12	児童に対する性的搾取調査の改善と被害者保護	【ア女基事二-P-96-9】
13	スウェーデンにおける子どもオンブズマン	【ア女基事二-P-96-10】
14	変革の力としての教育	【ア女基事二-P-96-11】
15	子どもの性の商品化と搾取に対抗する行動	【ア女基事二-P-96-12】
16	アジア女性の国際的な移住労働:目立った特徴と政策の問題	【ア女基事二-P-96-13】
17	性を搾取する者	【ア女基事二-P-96-14】
18	子どもポルノ:国際的展望	【ア女基事二-P-96-15】
19	軍事主義:フェミニストの視点から見た女性に対する暴力	【ア女基事二-P-96-16】
20	子どもの犠牲者の予防と心理社会的リハビリテーション	【ア女基事二-P-96-18】

第 2 号議案

資料番号 2

平成 14 年度収支計算書

自 平成 14 年 4 月 1 日

至 平成 15 年 3 月 31 日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

収 支 計 算 書

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(単位 円)

科 目	予算額	決算額	差異	備考
収入の部				
1 基本財産運用収入	20,000	352	19,648	
2 寄附金収入	50,000,000	7,252,145	42,747,855	
3 医療・福祉支援等事業費収入	20,000,000	0	20,000,000	
4 国庫補助金収入	329,626,000	296,916,000	32,710,000	
5 基本財産取崩収入	0	10,000,000	△ 10,000,000	
6 雑収入	140,000	9,260	130,740	
当期収入合計 (A)	399,786,000	314,177,757	85,608,243	
前期繰越収支差額	686,000,000	690,960,329	△ 4,960,329	
収入合計 (B)	1,085,786,000	1,005,138,086	80,647,914	
支出の部				
1 事業費支出	738,133,000	447,220,994	290,912,006	
償い事業費	178,000,000	144,068,432	33,931,568	
医療福祉支援等事業費	341,700,000	112,920,211	228,779,789	
女性名誉尊厳事業費	218,433,000	190,232,351	28,200,649	
2 運営経費支出	110,767,000	105,383,649	5,383,351	
管理費	94,336,000	90,914,266	3,421,734	
人件費	68,598,000	67,721,233	876,767	
事務費	25,738,000	23,193,033	2,544,967	
運営審議会等経費	5,026,000	5,179,582	△ 153,582	
海外事情調査経費	11,405,000	9,289,801	2,115,199	
3 特定預金支出				
退職引当預金繰入支出	426,000	1,300,000	△ 874,000	
4 基本財産繰入支出			0	
	0	352	△ 352	
5 予備費				
予備費	236,460,000	0	236,460,000	
当期支出合計 (C)	1,085,786,000	553,904,995	531,881,005	
当期収支差額 (A)-(C)	△ 686,000,000	△ 239,727,238	△ 446,272,762	
次期繰越収支差額 (B)-(C)	0	451,233,091	△ 451,233,091	

正味財産増減計算書

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(単位 円)

科 目	金 額		備 考
増加の部			
1 資産増加額			
退職引当特定預金増加額	1,300,131		
基本財産受入額	352	1,300,483	
増加額合計		1,300,483	
減少の部			
1 資産減少額			
当期収支差額	239,727,238		
什器備品減価償却額	869,250		
什器備品除却額	292,895		
基本財産取崩	10,000,000	250,889,383	
減少額合計		250,889,383	
当期正味財産減少額		249,588,900	
前期繰越正味財産額		739,762,799	
期末正味財産合計額		490,173,899	

貸借対照表

平成15年3月31日 現在

(単位 円)

科 目	金 額			備 考
資産の部				
1 流動資産				
現金預金	454,394,080			
流動資産合計		454,394,080		
2 固定資産				
基本財産				
銀行預金	28,683,173			
基本財産合計	28,683,173			
その他の固定資産				
什器備品	3,328,570			
電話加入権	542,150			
退職給与引当特定預金	6,386,915			
その他の固定資産合計	10,257,635			
固定資産合計		38,940,808		
資産合計			493,334,888	
負債の部				
1 流動負債				
未払金	2,903,661			
預り金	257,328			
流動負債合計		3,160,989		
負債合計			3,160,989	
正味財産の部				
正味財産			490,173,899	
(うち基本金)		(	28,683,173)	
(うち正味財産減少額)		(	249,588,900)	
負債及び正味財産合計			493,334,888	

計算書類に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

什器備品：定額法による減価償却を実施している。

(2) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金預金、未収入金、未払金、預り金を含めることにしている。

なお、前期末及び当期末残高は下記3に記載するとおりである。

(3) 消費税等に関する会計処理方法について

税込方式で行っている。

2 基本財産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位 円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
預 金	38,682,821	352	10,000,000	28,683,173
合計(基本金)	38,682,821	352	10,000,000	28,683,173

当期減少額は、償い事業にかかる寄附金(募金)額の不足を補うため処分したものである。

(平成14年6月4日の第62回理事会の議決及び同年6月24日外務大臣の承認済み)

3 次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期末残高	備考
預金現金	695,446,313	454,394,080	
合 計	695,446,313	454,394,080	
未 払 金	4,226,697	2,903,661	
預 り 金	259,287	257,328	
合 計	4,485,984	3,160,989	
次期繰越収支差額	690,960,329	451,233,091	

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
什 器 備 品	5,523,450	2,194,880	3,328,570
電話加入権	542,150		542,150
合 計	6,065,600	2,194,880	3,870,720

財 産 目 録

平成15年3月31日 現在

(単位 円)

科 目		金 額	
資産の部			
1 流動資産			
預金現金			
現金	現金手許有高	0	
普通預金	UFJ銀行	4,584,964	
郵便貯金	郵政省	2,781,787	
普通預金	横浜銀行	444,566,151	
普通預金	UFJ銀行	809,117	
普通預金	UFJ銀行	1,652,061	
現預金合計		454,394,080	
流動資産合計			454,394,080
2 固定資産			
(1) 基本財産			
普通預金	UFJ銀行	28,683,173	
基本財産合計		28,683,173	
(2) その他の固定資産			
什器備品	パソコン他	3,328,570	
電話加入権	3583-9346他	542,150	
退職給与引当特定預金	UFJ銀行	6,386,915	
その他の固定資産合計		10,257,635	
固定資産合計			38,940,808
資産合計			493,334,888
負債の部			
1 流動負債			
未払金			
償い金1名分		2,000,000	
3月分社会保険料負担金他		903,661	
未払金合計		2,903,661	
預り金			
雇用保険料		257,328	
流動負債合計			3,160,989
負債合計			3,160,989
正味財産			490,173,899

監 査 報 告 書

平成15年6月6日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

理事長 村 山 富 市 殿

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

監 事 橋 本 豊 

平成14年4月1日から平成15年3月31日までの会計年度における会計及び業務の監査を行いましたので、その結果を次とおり報告します。

1、監査方法の概要

- (1) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧、質問などにより、計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事会及びその他の会議に出席し、関係書類の閲覧、理事の報告聴取などにより、業務執行の妥当性を検討した。

2、監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告の内容は適正である。
- (3) 理事の職務に関する不整の事実認められない。

第 2 号議案

資料番号 3

(参考)

(平成 14 年度収支計算書)

会 計 別 説 明 資 料

収 支 計 算 書

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(単位 円)

科 目	決算額	寄付金経理	拠出金経理	補助金等経理
収入の部				
1 基本財産運用収入	352			352
2 寄附金収入	7,252,145	7,252,145		
3 医療福祉支援等事業費収入	0		0	
4 国庫補助金収入	296,916,000			296,916,000
5 基本財産取崩収入	10,000,000	10,000,000		
6 雑収入	9,260	2,331	5,425	1,504
当期収入合計 (A)	314,177,757	17,254,476	5,425	296,917,856
前期繰越収支差額	690,960,329	132,180,707	558,290,054	489,568
収入合計 (B)	1,005,138,086	149,435,183	558,295,479	297,407,424
支出の部				
1 事業費支出				
償い事業費	144,068,432	144,068,432		
医療福祉支援等事業費	112,920,211		112,920,211	
女性名誉尊厳事業費	190,232,351			190,232,351
2 運営経費支出				
管理費	90,914,266			90,914,266
人件費	67,721,233			67,721,233
事務費	23,193,033			23,193,033
運営審議会等経費	5,179,582			5,179,582
海外事情調査経費	9,289,801			9,289,801
3 特定預金支出				
退職引当預金繰入支出	1,300,000			1,300,000
4 基本財産繰入支出				
基本財産繰入	352			352
当期支出合計 (C)	553,904,995	144,068,432	112,920,211	296,916,352
当期収支差額 (A)-(C)	△ 239,727,238	△ 126,813,956	△ 112,914,786	1,504
次期繰越収支差額 (B)-(C)	451,233,091	5,366,751	445,375,268	491,072

正味財産増減計算書

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(単位 円)

科 目	決算額	寄付金経理	拠出金経理	補助金等経理
増加の部				
1 資産増加額				
退職引当特定預金増加額	1,300,131	0	0	1,300,131
基本財産受入額	352	0	0	352
増加額合計	1,300,483	0	0	1,300,483
減少の部				
1 資産減少額				
当期収支差額	239,727,238	126,813,956	112,914,786	△ 1,504
什器備品減価償却額	869,250	0	0	869,250
什器備品除却額	292,895	0	0	292,895
基本財産取崩額	10,000,000			10,000,000
減少額合計	250,889,383	126,813,956	112,914,786	11,160,641
当期正味財産減少額	249,588,900	126,813,956	112,914,786	9,860,158
前期繰越正味財産額	739,762,799	132,180,707	558,290,054	49,292,038
期末正味財産合計額	490,173,899	5,366,751	445,375,268	39,431,880

貸 借 対 照 表

平成15年3月31日現在

(単位 円)

科 目	決算額	寄付金経理	拠出金経理	補助金経理
資産の部				
1 流動資産				
現金預金	454,394,080	7,366,751	445,375,268	1,652,061
流動資産合計	454,394,080	7,366,751	445,375,268	1,652,061
2 固定資産				
基本財産				
銀行預金	28,683,173	0	0	28,683,173
基本財産合計	28,683,173	0	0	28,683,173
その他の固定資産				
什器備品	3,328,570	0	0	3,328,570
電話加入権	542,150	0	0	542,150
退職給与引当特定預金	6,386,915	0	0	6,386,915
その他の固定資産合計	10,257,635	0	0	10,257,635
固定資産合計	38,940,808	0	0	38,940,808
資 産 合 計	493,334,888	7,366,751	445,375,268	40,592,869
負債の部				
1 流動負債				
未払金	2,903,661	2,000,000	0	903,661
預り金	257,328	0	0	257,328
流動負債合計	3,160,989	2,000,000	0	1,160,989
負 債 合 計	3,160,989	2,000,000	0	1,160,989
正味財産の部				
正味財産	490,173,899	5,366,751	445,375,268	39,431,880
(うち基本金)	28,683,173	0	0	28,683,173
(うち正味財産減少額)	249,588,900	126,813,956	112,914,786	9,860,158
負債及び正味財産合計	493,334,888	7,366,751	445,375,268	40,592,869

計算書類に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

什器備品：定額法による減価償却を実施している。

(2) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金預金、未収入金、未払金、預り金を含めることにしている。

なお、前期末及び当期末残高は下記3に記載するとおりである。

(3) 消費税等に関する会計処理方法について

税込方式で行っている。

2 基本財産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位 円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
預 金	38,682,821	352	10,000,000	28,683,173
合計(基本金)	38,682,821	352	10,000,000	28,683,173

当期減少額は、償い事業にかかる寄附金(募金)額の不足を補うため処分したものである。

(平成14年6月4日の第62回理事会の議決及び同年6月24日外務大臣の承認済み)

3 次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期末残高	備考
預金現金	695,446,313	454,394,080	
合 計	695,446,313	454,394,080	
未 払 金	4,226,697	2,903,661	
預 り 金	259,287	257,328	
合 計	4,485,984	3,160,989	
次期繰越収支差額	690,960,329	451,233,091	

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
什 器 備 品	5,523,450	2,194,880	3,328,570
電話加入権	542,150		542,150
合 計	6,065,600	2,194,880	3,870,720

財産目録

平成15年3月31日現在

(単位 円)

科 目	決算額	寄付金経理	拠出金経理	補助金等経理
資産の部				
1 流動資産				
預金現金				
現金 手許有高	0			0
普通預金 (寄附金収支口座) UFJ銀行	4,584,964	4,584,964		
郵便振替 (寄附金受入口座) 郵政省	2,781,787	2,781,787		
普通預金 (拠出金口座) 横浜銀行	444,566,151		444,566,151	
普通預金 (拠出金口座) UFJ銀行	809,117		809,117	
普通預金 (補助金口座) UFJ銀行	1,652,061			1,652,061
現預金合計	454,394,080	7,366,751	445,375,268	1,652,061
流動資産合計	454,394,080	7,366,751	445,375,268	1,652,061
2 固定資産				
(1) 基本財産				
普通預金 UFJ銀行	28,683,173			28,683,173
基本財産合計	28,683,173	0	0	28,683,173
(2) その他の固定資産				
什器備品 パソコン他	3,328,570			3,328,570
電話加入権 3514-4071他	542,150			542,150
退職給与引当特定預金 UFJ銀行	6,386,915			6,386,915
その他の固定資産合計	10,257,635	0	0	10,257,635
固定資産合計	38,940,808	0	0	38,940,808
資産合計	493,334,888	7,366,751	445,375,268	40,592,869
負債の部				
1 流動負債				
未払金				
債い金1名分	2,000,000	2,000,000		
3月分社会保険料負担金他	903,661			903,661
未払金合計	2,903,661	2,000,000	0	903,661
預り金				
雇用保険料	257,328			257,328
流動負債合計	3,160,989	2,000,000	0	1,160,989
負債合計	3,160,989	2,000,000	0	1,160,989
正味財産	490,173,899	5,366,751	445,375,268	39,431,880

監 査 報 告 書

平成 15 年 6 月 6 日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

理事長 村 山 富 市 殿

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

監 事

橋 本 豊 

平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの会計年度における会計及び業務の監査を行いましたので、その結果を次とおり報告します。

1、監査方法の概要

- (1) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧、質問などにより、計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事会及びその他の会議に出席し、関係書類の閲覧、理事の報告聴取などにより、業務執行の妥当性を検討した。

2、監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告の内容は適正である。
- (3) 理事の職務に関する不整の事実は認められない。

インドネシア関連資料

出張報告 (1) 施設視察報告..... 1～6

(2) 関係者からの要望等..... 7～8

インドネシア政府5, 6期事業計画.....9～14

被害者からの要望.....15～16

インドネシア元「慰安婦」問題調査報告書.....17～21
(高木 健一 弁護士)

I 日 時 平成 15 年 3 月 16 日（日）～3 月 21 日（金）
 II 出張者 松田瑞穂、間仲智子、泉名外務省アジア大洋州局地域政策課事務官
 III 内 容

1 高齢者福祉施設の訪問

(1) 高齢者福祉施設「Wiloso Werdho」（ウィロソ・ウェルダ・第 3、4 年度）

① 訪問日時：2003（平成 15 年）3 月 17 日（月）

② 訪問者：

松田、間仲、通訳、インドネシア社会省職員、中部ジャワ州社会省ムワルディ氏他

③ 場所について：

中部ジャワ州プロウォレジョ市内、ジョグジャカルタから車で 2 時間半くらいのところにある。この近辺はオランダ占領時代を含め軍事基地があったところ。

④ 施設について

- 「ウィロソ・ウェルダ」とは、インドネシア語で「お年寄りの場所」という意味。
- 同施設は第 3・4 年度（2000/01）に建てられた。総敷地面積は 326 m²。
- 職員は、8 名。
- 施設建設にかかった総費用は 287,190,000 ルピア。うち設備のための費用は 62,550,550 ルピア。2002 年 1 月に完成。
- 1 棟に部屋が 7 部屋あり、他浴室、食堂などがある。

⑤ 入居者とその生活について

- 75 名の定員だが、現在は男性 18 名、女性 47 名の計 65 名が入居している。年齢は 60 歳から 100 歳まで。入居の条件としては 60 歳以上で精神的に健康なこと、家族の許可があること、自分の身の回りの世話ができる人。入居者の出身地はプロウォレジョ、タマングウン、マングラン、カブメン、ウォノソボなど。家族がある方もいるが、経済的に困窮していて同居できない状況にある。またお手伝いとして働いていたが高齢となり働けなくなったため、雇い主が同施設に連れてきたケースもある。親族を含めて家族の面会は行われている。
- 食事は提供され、病気の時以外は皆で食べる。
- 公立の病院で 1 ヶ月に 1 回無料で診断が受けられる。治療費も無料。
- 現在介護が必要な入居者は 5 名。職員が世話をしている。
- 毎朝、体操を行っている他、編み物をしたり散歩、学校訪問などリクリエーションもある。

(2) 高齢者福祉施設「Muhammadiyah」（ムハマディア・第 3、4 年度）

① 訪問日時 2003（平成 15 年）3 月 18 日（火）

② 訪問者

間仲、泉名、通訳、インドネシア社会省職員、東ジャワ州社会省ヘリ氏他。

③ 場所について

東ジャワ州プロボリング市内。市内へはスラバヤより車で2時間。

④ 施設について

- 同施設は、イスラム教の団体「ムハマディア」が運営する施設であり、土地、施設ともに団体のものである。同団体は1927年から活動を行っており、この施設の他にも高齢者施設を運営している他、幼稚園、学校（小学校から高校レベルまで）、病院、また孤児院も運営している。団体は全国に40ほどの支部を持っている。
- 同施設は以前プロボリング市内の別の場所にあったが基金の支援を受けてこの場所に移動した。土地はこの施設にも通う医師の家族からもらったものである。
- 敷地全体の面積は1957 m²。うち基金の施設は180 m²。（180 m²は大統領の発令2002年18号により決められている。）
- 施設建設にかかった総費用は302,800,000 ルピア。うち設備のための費用は62,500,000 ルピア。2002年1月に完成。
- 職員は施設長スワティ氏のほか料理人を含め4名。うち3名はボランティアで行っている。
- 東ジャワ州社会省から今年に入って750万ルピア援助があったが、月に150万ルピアは必要となる。不足分については団体への寄付で補っている。
- 敷地内に建物は1つ。
- 部屋は2人部屋となっており、各部屋にバス・トイレが付いている。共同の台所、医務室、事務室兼応接間、料理人の部屋などがある。

⑤ 入居者とその生活について

- 施設の定員は10名、現在の入居者は8名となっている。年齢は55歳から75歳まで。男性4名、女性4名。過去に「慰安婦」被害者が3名入居していたがすでに死亡している。

（なぜ被害者だとわかったのかと質問したところ、彼女が入居のための面接に訪れた際、「自分は身寄りもなくこれから死ぬまで世話をしてくれる人もいない。身寄りもないのは昔『慰安婦』だったから」と言ったのでわかった。とのこと。彼女がそのことを話したのはその1回きりであったようだ。）

- 出身地はプロボリングの他サマリンドなど。家族が連れてくるケースが多い。
- 食事は提供され、揃って食べる。
- 医療にかかる費用についても団体がすべて負担している。
- 敷地内に1つしか施設がなく、管理者の部屋もない。施設の中で男女が一緒に入居しているので性的な事件も起こってしまった。入居を希望している人も多いので施設を増やしていきたい。

⑥ 東ジャワ州の「慰安婦」の現状

- 2002年10月、ジャリアさんという元「慰安婦」と名乗る女性の家には約35名の元「慰安婦」（と名乗る）女性が集まった。ジャリアさんの家族が自発的に食料の提供や支援を提案してきており、インドネシア社会省はこの35名に対し、介護費用、食料代として1,500万ルピアの援助を行った。

- 被害者は同じ体験を持つ者同士、とても気楽に話したり楽しい時間を過ごすことができたと言っている。また身寄りのない人も多く、皆で一緒に入居できる施設がほしいと希望した。
- (その席に同席していた) 東ジャワ州社会省担当者ヘリ氏は「チョパン市カシアン町に州立の高齢者施設がある。敷地にはまだ余裕があり、これら被害者のための施設を建設したい。」と基金側に提案した。基金側は「基金はインドネシア社会省の計画書に沿って支援を行うものである。提案された計画は本件事業の目的に適っているものなので是非社会省に提案してほしい。」と返答した。
- * 「ムハマディア」施設視察後、建設を希望しているカシアン町の施設(「Margo Mulyo (マルゴムルヨ)」プロボリングよりさらに車で2時間半。)も視察した。
- * 35,100 m²の敷地の中に現在高齢者施設が7棟あり、80名が入居している。
- * 施設建設のための敷地は十分あるように見られた。

(3) 高齢者福祉施設「Budi Agung」(ブディアグン・第3、4年度)

① 訪問日時 2003(平成15)年3月19日(木)

② 訪問者

間仲、泉名、通訳、インドネシア社会省よりウィジャヤニ氏、東ヌサトゥンガラ州社会省エムシャンパン氏。

③ 場所について

東ヌサトゥンガラ州クバンより車で30分ほど行った所にある。商店などが並ぶ比較的大きな道から入ってすぐの所。(クバンへはジャカルタよりデンパサール、スラバヤ等で乗り継ぎ約3時間。)かつて西の海岸方向に日本軍が駐留し、今もなお建物が残っており、現在はインドネシア陸軍の建物となっている。すでに高齢者施設群があり、他の島々から見てもだいたい中央に位置しているためこの場所を選択。

④ 施設について

- 「ブディアグン」とは「名譽ある良心」の意を表するインドネシア語である。
- 5,800 m²の敷地のうち基金の施設は180 m²。(180 m²は大統領の発令2002年18号により決められている。)詳細な建設・設備購入のための費用の書類は後日送付される予定。
- 22名の職員(公務員)の他10名の契約職員がいる。
- 基金の資金による施設は2002年5月に完成。2人部屋が7部屋あり、バス・トイレが3ヶ所、他食堂、小さな台所がある。
- 近隣14県市に28万人の経済状態のよくない高齢者がいる。政府が運営している施設はクバンの他フローレス島にもあるが不足している。また距離もあるため入居を希望する人がすべて入居できる訳ではない。NGOが運営、支援している施設も30ほど存在するが経済状態がよくない。
- 基金の施設は施設群の他の施設に比べ、建物もしっかりしており、入り口への道も舗装されバリアフリーとなっている。「SAKURA」と名前が付いている。
- 設備についてインドネシア社会省より報告のあった設備以外にも基金の資金によ

り購入した設備がたくさん見られた。また洗濯機については最新式のものを購入したため職員が使いこなせず、使われないまま放置されている。

⑤ 入居者とその生活について

- 120名の定員のうち現在の入居者は男性25名、女性48名の計73名。うち基金の施設に入居しているのは女性ばかり8名。出身地はクパン、東南ティモール、北東ティモール、ペル、スンバ島、アロル諸島、ロテ島など広範囲にわたり、各県、市、イスラム教寺院等の推薦・選抜により入居。家族があっても経済状態が悪く同居できない人がほとんどである。家族との面会についても貧しい上に遠距離であることから容易ではない。
- 食事は提供され、食堂で食べられる人は皆で揃って食べる。メニューについては厚生省の指導を受けている。
- 施設群の中にクリニック棟があり準看護師が週に2回勤務している。視察中にも入居者が薬を取りに来ていた。また医師による診察が必要な際には病院に連れて行く。
- 毎週金曜日に揃って体操をしている。また各自散歩に出かける。
- 基金の施設に日本軍の家で料理人をしていた女性が2人、また別の棟に兵補の男性も入居している。女性のうちの1人の話。彼女は15歳から休むことなく彼らのために料理を作り続けた。海に行って貝をとって食材にした。そしてある日突然彼らはいなくなり、自分は独りきりになった。今も身寄りはいない。日本のために苦しんだが、今は日本のお金でできたこの施設で暮らせることができ感謝している。

⑥ 東ヌサトゥンガラ州社会省エムシャンパン氏からの要望

- 施設に救急車を購入したいと考えている。(約200,000,000ルピア)
- ベッドの設備を充実させたい。
- クリニックの設備を充実させたい。
- こうした高齢者施設を各県に建設したい。

(4) 高齢者福祉施設「Sinta Rangkang」(シンタランカン・第3、4年度)

① 訪問日時 2003(平成15年)3月19日(木)

② 訪問者

松田、通訳、インドネシア社会省ヘティ氏、中部カリマンタン責任者アリフ氏。

③ 場所について

中部カリマンタン、パランカラヤより車で1時間半。

④ 施設について

- 「シンタランカン」とは「老人への愛」の意を表すインドネシア語である。1980年にOECDの援助で完成したカリマンタン最初の高齢者施設群。
- 敷地全体の面積は19,950㎡ある。倉庫、職員用住宅、所長の住居も敷地内に併設。高齢者施設は10棟。4年前に集会室、事務棟等を新築した。
- 基金の施設には2人部屋が6部屋、他に食堂とキッチン、2ヶ所のバス・トイレ

がある。2001 年 10 月に完成。総工費は 197,584,074 ルピア。建物は一番新しいが事務棟などに比べ費用がかかっていないような印象を受けた。また敷地内は舗装されていない。

- 周辺は静かで、施設の前は高級住宅地、緑地となっている。
- ブディ施設長のもと 4 名のソーシャルワーカーを含めた 16 名の職員（うち 12 名は住み込み）の他、掃除、料理を行う契約職員が 9 名いる。

⑤ 入居者とその生活について

- 全施設の定員は 120 名であるが、現在は男性 57 名、女性 43 名の計 100 名が入居。出身地としては中部カリマンタンの 13 の地域にわたる。最も遠い場所は船で 4 日間もかかる。リーフレットなど施設の情報を提供しており、その情報をもとに家族が入居を申し込むケースが多い。
- 基金の施設は男性 6 名、女性 5 名の計 11 名が入居している。
- 食事は提供され皆で食べている。
- 一人当たり毎月 20,000 ルピアが医療費として予算化されており、週に一回、往診の医師がやってくる。入居者のうち 6 名が歩行不可能となっている。
- 毎週金曜日に体操を行う他、宗教的な講演会の開催や手仕事のプログラムなどがある。

⑥ ブディ施設長の要望。

- 屋根を修理しなくてはならない建物が多い。
- 医療費が足りない。
- 高血圧や心臓病などへの対応や、血圧を測定、マッサージなどスタッフの訓練が必要である。
- 入居希望者は多いのだがスタッフが少ないため断っているのが実情。

(5) 施設視察を通じて

- インドネシア社会省より提出された報告書に記載された備品と実際に施設で購入している備品に差がありすぎた。（バイク、パソコンなど購入している施設もあった。）また逆に使われていない備品もあった。実情にあった備品を購入し、それらをインドネシア社会省を通じてしっかりと基金に報告してほしいとインドネシア社会省から同行していた職員に伝えた。
- ある施設では総工費等の報告書に金額の誤りがあった。指摘したところインドネシア側はタイプミスであると発言したため、本件事業は日本国内でも関心をもたれている、また日本国民からの支援を得て行っている事業であることを認識して、しっかりと事業を行ってほしいと伝えた。
- 大統領の発令 2002 年 18 号により施設の大きさなど決められているとのことであったが地域によって建設された建物に差がありすぎる。また運営についても政府によるものと民間によるものでは差が見られた。これから建築されるものについては一定の基準を満たすと同時に、その地域にあった建物にすることが必要である。また運営については地域差、あるいは公立と民間の格差が出ないようにインドネシア社会省

に要望していく必要があると思われた。

- インドネシア社会省から同行した職員によれば、20 ヶ所の建設予定を盛り込んだ次年度計画を3月中に提出する予定とのこと。

インドネシア出張報告(2003年3月16日～22日)

25/3/03

インドネシア出張中に面談したアジア女性基金事業関係者の発言要旨。

ヌルシヤバニ・カチヤスナ氏 3月18日(火)17:30～20:30

- 1) インドネシア政府は、「従軍慰安婦」問題調整チーム(検察庁、国家人権委員会、外務省、国防治安省、内務省、住民福祉担当調整大臣官房府、全国婦人会議、高齢者組織、女性人権委員会、インドネシアソーシャルワーカー連盟、法務人権担当省、社会省)の会合を2001年1月開催したが、自分は招かれなかった。しかし、政府に要望のためジャカルタに来る被害者を頻繁に自分の事務所に回してくる。
- 2) インドネシア政府は、東ジャワ州のビタルで元被害者の娘が自宅を提供して20～30名の世話をしていたのに対し、医療などの運営費として US\$ 15,000を出した。しかし、2年目の要望に対しては、拒否。現在は、再び家族が面倒を見ている。(2003/3報告書 P2⑥参照)
- 3) アジア女性基金のインドネシア事業の枠組みの中での事業については施設を建て欲しいとの要望はある。但し従来のものではなく、入所する女性たちも参加する新たなモデルを希望している。また、ビタルのホームのように運営費がないと、施設が出来ても継続できない。
- 4) MOU の見直しをインドネシア政府に働きかけるため、社会省の大臣に会うことになっているが、未だ実現していない。
- 5) 認定のむずかしさ、公平さを維持するため広告などを出すことにより、さらに貧しい女性たちがだまされるケースが多くなり混乱することは承知している。最近も135名の女性たちが一人25万ルピア(¥3500)もだまし取られる事件があり、夫婦が逮捕された。
- 6) 個人への補償については、生存中、毎月10kg のお米の支給(30,000ルピア、約¥420相当)を出来たらと考えている。
- 7) 「施設か、個人への医療券あるいは現金か」の問いには両方とも考慮して欲しいと返答。
- 8) インドネシアにおける被害者は、バンドン200名、ジャカルタ135名、ジョグジャカルタ249名、ビタル25～30名、マカツサルなど含めて総計約1,000名と考えている。
- 9) インドネシア全国婦人会議から国連人権委員会へ声明を用意した。その中にインドネシアの「慰安婦」問題が、スハルト政権打倒の際の中国系女性に対するレイプ事件、国際人身売買、移民女性労働者の問題などと共に報告した。

水野 広裕氏 3月18日(火)20:00～23:30

- 10) アジア女性基金のインドネシア事業は、インドネシア社会省の資料によると大使館(日本側)から提案されている。又インドネシアの「慰安婦」問題には、日本右翼の影響が強く出ていると思う。
- 11) 高木弁護士と面談したインドネシア社会省のヘティ課長は、インドネシアの被害者について大変くわしく把握している。面談当初は、建前論であったが詰めると他国と同じような方式を望むと発言、そのためには、MOU の変更が必要、日本側のイニシアティブがあれば変える用意があると述べた。従って、いままで変則的だった AWF のインドネシア事業の問題に、決着をつけましょうというのが水野氏の主張。インドネシア専門家として必要な協力はする。
- 12) しかし、高木弁護士の報告書がインドネシアの NGO はすべて一致して AWF の事業を受け入れるといった点については、その後、ジョグジャカルタのハルトノ氏が電話にも応答しなくなっている、意見は分かれていると思う。

13) スハルト政権とは違い、現政権は、貧しい人々への医療無料化など新しい政策を打ち出して、一部ではすでにスタートしている。従って、認定がむずかしいなら被害者と名乗る全員に、今はまだ出来ない高額医療を含む医療を提供する方法なども一案ではないか。

14) 水野氏は、1万人に対し一人100万円相当の個人補償を想定しているようであった。

(各地の被害者組織からの要望書コピー、インドネシア語、英語訳、日本語訳添付、原文は直接 AWF へ送付)

ヘティ・シギヤン氏 (前社会省高齢者サービス課長、中部カリマンタン視察に同行) 3月19日

15) アジア女性基金のインドネシア事業を開始当初から担当していたが、別の部門の課長になり、最近高齢者サービス課長を変わった。また、来年4月に予定されている選挙に、「新しいインドネシアを考える」党から出馬するので、今年いっぱい社会省をやめる。

16) 現在までに21施設分の建設費および設備費を下記のとおりアジア女性基金から送金されている。(20施設は、視察済み、現在建設中の一箇所については、5月に完成予定)

21施設 4,697,416,236ルピア(16.48%)

注) 送金済みの日本円は1億1,306万8,713円で事業総額の約29.75%に相当する。

17) これからの予定として、12州から20施設の建設と救急車2台の購入希望が出ていて、プジ総局長のサインがもらえ次第、3月中には在インドネシア日本大使館に提出する。

22施設 7,047,650,000ルピアの事業を予定(5,6年度事業計画)

18) 今回の申請を入れて支出額の総額は、11,745,066,236ルピア(41.21%)となる。

これからは、毎年平均4,189,000,000ルピア相当の計画をする予定である。

アジア女性基金側からヘティ課長へ

19) これから2007年3月の終了までには、4年弱しかないが、今回の計画を入れても6年間で半分以上の支出予定である。詳しい計画と予算書を受け取り次第、検討する。その上で、今後の計画について話し合いが必要と思われる。

20) さらに、最初から関わっていたヘティ・シギヤン氏と次の課長への引きつぎを AWF および日本政府と一緒にやって欲しい。

21) 5月中旬頃をめどに、今回取りやめになった社会省との話し合いを計画することになった。

シャムシア・アーマッド氏 3月20日(木) 19:00~20:30

22) 国連女子差別撤廃委員会(CEDAW)に対する日本政府報告書への各国政府の質問リストに「慰安婦」問題は含まれていない。しかし、NGO からは今さまざまな報告書が送付されているので、かならず出ると思う。今回の日本政府報告書に対する質問の要点は、雇用条件と賃金差別、人身売買まがいの外国人女性労働者の実態などが中心となる。

23) 「慰安婦」問題が取り上げられた場合、自分も知らなかったがインドネシアでは、現在までに建設済みの20施設すべてをアジア女性基金の関係者が視察し、インドネシア政府と事業を進めている点などを具体的に報告すれば、各国政府や委員の理解を得やすいと考える。

(業務部長 松田 瑞穂)

DEPARTEMEN SOSIAL RI
DIREKTORAT JENDERAL PELAYANAN DAN REHABILITASI SOSIAL
Jl. Salemba Raya No. 28 Telp. 310.3591 - 310.3655 Jakarta 10430

Jakarta, 7 April 2003

Nomor : 708/PRS-LU/IV/2003
Lampiran : ---
Perihal : *Usulan bantuan AWF Tahap V - VI*
tahun 2002 - 2003

Kepada Yth. :
Mr. Shingo Higashimoto
Political Section
Kedutaan Besar Jepang
di
Jakarta

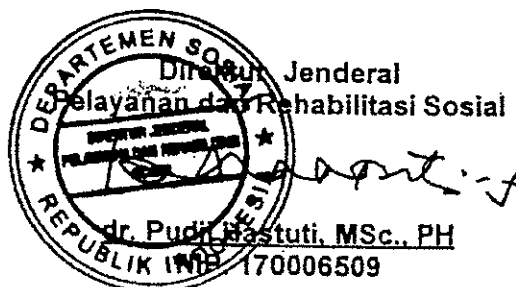
Sehubungan dengan telah selesainya pelaksanaan pembangunan wisma PSTW bantuan AWF Tahap III - IV tahun 2000 - 2001 dan telah dimonitoring/dikunjungi oleh Tim AWF Jepang dalam tahun 2002/2003 sebanyak 3 (tiga) kali :

- Kunjungan rombongan AWF I tanggal 4 - 11 Februari 2002 dipimpin oleh Prof. Dr. Yasuaki Onuma (Direktur Dewan Direksi AWF)
- Kunjungan rombongan AWF II tanggal 9 - 13 September 2002 dipimpin oleh Ms. Mizuho Matsuda (Direction of Operation AWF)
- Kunjungan rombongan AWF III tanggal 17 - 21 Maret 2003 dipimpin oleh Ms. Mizuho Matsuda (Direction of Operation AWF)

Selanjutnya untuk pembangunan Tahap V-VI tahun 2002 - 2003 kami usulkan sebanyak 22 PSTW di 12 Propinsi seluruh Indonesia baik PSTW milik Pemerintah maupun masyarakat berdasarkan hasil seleksi dan usulan Dinas Sosial Propinsi dengan biaya sebesar Rp. 7.047.650.000,- (Tujuh milyar empat puluh tujuh juta enam ratus lima puluh ribu rupiah) sebagaimana terlampir.

Perlu kami sampaikan bahwa berdasarkan MOU yang telah ditandatangani antara Pemerintah Indonesia dan Pemerintah Jepang (AWF) bahwa bantuan AWF sebesar 380.000.000 Yen untuk jangka waktu 10 tahun, sedangkan yang terealisasi sampai dengan saat ini sebesar Rp. 4.697.416.236,- (Empat milyar enam ratus sembilan puluh tujuh juta empat ratus enam belas ribu dua ratus tiga puluh enam rupiah) atau sekitar 16,48 % dalam kurun waktu 5 (lima) tahun (1997 s/d 2002).

Demikian, atas perhatian dan kerjasamanya kami ucapkan terima kasih.



Tembusan disampaikan kepada Yth. :

1. Sekretaris Jenderal Depsos RI
2. Inspektur Jenderal Depsos RI

Lampiran: AWF/Mrt03/laporan/AWF/mydac/c/03

アジア女性基金を通じた高齢者福祉施設実施報告（第5期及び第6期）（抄訳）

福祉施設の建設第3期及び第4期（2000年—2001年）分が終了し、2002年—2003年の期間にアジア女性基金（AWF）視察チームにより下記の3度に亘るモニター活動が行われた。

- 2002年2月4日～11日の期間、小沼教授をリーダーとした視察
- 2002年9月9日～13日の期間、松田女史をリーダーとした視察
- 2003年3月17日～21日期間、松田女史をリーダーとした視察

引き続き、第5期及び第6期（2002年—2003年）分として、各州社会省事務所の提案に基づき、インドネシアの12州の合計22ヶ所に、総額70億4765万ルピア（内訳詳細別添）の資金を活用し、政府乃至民間運営による福祉施設の建設について提案申し上げる。

インドネシア政府とアジア女性基金（AWF）とが署名したMOUでは10年間に亘り総額3億8000万円が支給されることとなっているが、1997年～2002年の5年間で、46億9741万6236ルピア乃至全体の約16.48%が実現されているだけという現状である。

2003年4月7日

社会サービス・リハビリ総局長
プジ・ハストゥティ博士

福祉施設第5期及び第6期(2002年～2003年)の建設計画

(単位:ルピア)

施設名称	住 所	収容人数	懸案事項	建設経費	現場考察結果	備考
ジャカルタ特別州 a. Karya Kasih 「カルヤ・カシ」 中央ジャカルタ	Jl.Kramat Kwitang I A/10 Kec.Senen, Jakarta Pusat Tel:021-3901705	34名	・当福祉施設へのアジア女性基金(AWF)支援歴なし ・施設には備品も適切に備わっているが、入居者を緊急時に病院に輸送する救急車がないことから、入居者の緊急の移動時には経費がかさむ。 ・入居者の宗教活動・行事に不可欠なオルガン楽器がない。	190,500,000	施設運営のために救急車が必要	
b. Wisma Mulia 「ウィスマ・ムリア」 西ジャカルタ	Jl.Hadiah No.14-15 Jelambar-Grogol Petamburan, Jakarta Barat Tel:021-5683603	68名	・1961年完工。1979年にWIC(注:国際婦人会と思われる)の支援でフローアのリノベーションあり。 ・建物の屋根部分が相当傷んできており、入居者の健康及び安全に影響ありと危惧される。 ・入居希望者は多いが、収容スペースが限られている。 ・酸欠ポンプ、冷蔵庫などの備品不足が目立つ。	342,025,000	・建物の屋根部分の損壊が激しく至急改築工事の必要あり。 ・当該施設はジャカルタ特別州における高齢女性を収容する唯一の施設。 ・運営主体は「イ」婦人会議。	
西ジャワ州 a. Pangهران Hidayatollah 「パンゲラン・ヒダヤトラー」	Jl.P.Hidayatollah No.60 D.Desan Sawa Geda,Bukit Joglo-Cianjur 県 Tel.0263-2663843	41名	・入居希望が多く収容しきれない状態。 ・備品類が不足。 ・予算が欠乏しており自力での増築困難。	327,225,000	・増築すれば収容能力を強化できると判断。	
西ジャワ州 b. Silih Asih 「シリ・アシ」	Jl.Raya Rancabango No.06, Patokheusi 郡 Subang 県	50名	・建物の損傷が著しく、入居に耐えない状況。 ・高齢者の入居者のためには新しい施設の建設が必要。 ・備品はごく最小限のものしかない。	315,025,000	・施設建物面積は352㎡、施設敷地面積は387㎡。 ・敷地面積の広さからして施設の全面新築が可能と判断。	
西ジャワ州 c. Kasih Ibu 「カシ・イブ」	Jl.Tirta Ayu,Desa Balongan,Balongan 郡 Indramayu 県	25名	・収容能力が限られている。 ・建物は著しく損壊、備品は不十分。 ・予算や寄付者はごく少ない。	315,025,000	・建物面積は228㎡、敷地面積は432㎡。 ・敷地面積から判断して建物一棟の新築可能。 ・身よりのない高齢者が多い地域であるので、社会サービス上注意が必要。	

d. Welas Asih 「ウェラス・アシ」	Kp. Pengkolan, Desa Cikadongdong, Singaparna 郡 Tasikmalaya 県	15名	・収容能力が不足。 ・備品は不十分。 ・予算及び寄付者が不足。	315,025,000	・身よりのない高齢者が多い地域であるので社会サービス上注意が必要。 ・敷地面積の広さから半断して建物一棟の新築可能。
中部ジャワ州 a. Purbo Yuwono Brebes 「プルボ・ユウォノ・レ ベス」	Jl. Raya Klampok No.69, Brebes 県	90名	・建物の汚れが著しく、入居に耐えない状態。 ・施設の備品が最小限レベル、収容能力が限られ、入居希望者を収容しきれない、就中、元慰安婦の収容が不能となっている。	317,525,000	・敷地面積の広さから半断して建物一棟の新築可能。 ・施設の建設は地域社会サービス環境の向上に資する。 ・Tukiyem 嬢（85歳）は南カリマンタン州出身の元従軍慰安婦。
b. Dewanata Cilacap 「デワンタ・チラチャッ プ」	Jl. Raya Slarang No.119, Cilacap 県	45名	・入居者数と収容能力のバランスがとれていない。 ・当該施設は2000年セクター・プログラム・ローンの支援を受けたが、依然備品不足。	317,525,000	・高齢者に対するサービス向上のために施設建物一棟は可能。
東部ジャワ州 a. Margo Mulyo 「マルゴ・ムルヨ」	Jl. Raya Puger, Purwoharjo 郡, Jember 県	90名	・入居者数と収容能力のバランスがとれていない。 ・建物及び部屋はバラック状態で、通気が困難。 ・築後15年を経過しており、1バラックに13～16名が窮屈な状態で入居している。 ・浜辺に近接しているので水道水は塩辛いという問題あり。	315,025,000	・建物面積は500㎡、敷地面積は3.2ヘクタール。新しく一棟を建設することは可能。 ・浜辺に近く幹線道路からのアクセスもよいので、高齢者施設として適している。
東部ジャワ州 b. Bahagia Magetan 「バハギア・マゲタン」	Jl. Raya Panekan, Magetan 県 Tel:0351-896428	56名	・1997年～1998年の第1期のアジア女性基金（AWF）支援を受けた経緯あり。 ・建物現況及び備品状態は良好であるが、緊急の用務で入居者を運搬する救急車がないので、対応に苦慮している。	185,000,000	・当該施設の社会サービスの向上のためには救急車が必要と判断。
c. Mardi Utomo 「マルディ・ウトモ」	Jl. Merdeka, 10, Jombang 県	80名	・アジア女性基金（AWF）支援を受けた経緯なし。 ・建物現況及び備品状態は良好であるが、緊急の用務で入居者を運搬する救急車がないので、対応に苦慮している。	185,000,000	・当該施設の社会サービスの向上のためには救急車が必要と

西スマトラ州 a.Sabai Nan Aluh 「サバイ・ナン・アルイ」	Da.Sicincin,Jl.Raya Padang Bukit km.49,Padang Pariaman 県	110名	・収容能力が不足。 ・施設のある地域では、多くの高齢者が遠隔地に居残りに残っている家族に取り残されている状態が多く、高齢者施設は必要である。 ・当該施設は1996年～1997年のセクター・プログラム・ローン及び2002年政府予算の支援を受けた経緯あり。	330,075,000	・当該施設の社会サービスの向上のためには救急車が必要と判断。
西スマトラ州 b.Syech Burhanuddin 「シエック・バハヌディン」	Ulakan,Padanga Pariaman 県	30名	・建物屋根は椰子の葉で葺いてある粗末なもので、電気が通っておらず、台所もない。3部屋の寝室のみ。 ・一つの部屋に9名～11名が窮屈な状態で生活。	330,075,000	・建物の状態は良好ではなく、通気施設もなく、部屋には小さい窓があるだけである。 ・高齢の入居者へのサービス向上のためには施設建物一棟の建設が必要と判断。
南スマトラ州 Teratai 「トラタイ」	Jl.Sosial KM.6,Palembang 県	49名	・入居者数と収容能力のバランスがとれていない。 ・施設の形態はバラックである。 ・清潔な水へのアクセスがない。 ・食堂や調理部屋がない。 ・最小限の施設が欠如。救急車もない。	374,025,000	・施設建物一棟の新築は可能。 ・特に、乾期における清潔な水へのアクセス問題は深刻。 ・市内にあり、アクセスはよい。 ・元兵補が入居していたが、1998年に死去した。
ジャンビ州 a.Budi Luhur	Jl.P.Hadiat No.75,Jambi 市	89名	・高齢者への社会サービスの向上が必要。	342,025,000	・1998年～1999年のセクター・プログラム・ローンの供与を受けており、建物及び備品の状態は良好。 ・施設建物の追加で収容能力の強化が求められる。
b.Azzakariyah 「アザカリヤ」	Jl.Bangko-Kerinci, Km 35, talang Sekuang, Desa Simpang III, Muara Panko 郡, Sungai Manau 県	82名	・施設の屋根部分は椰子の葉、壁は竹、照明は壁に灯火をセットしており、火災の危険性が高い。 ・備品は最小限のレベル。 ・高齢者の数が多く、社会サービス上注意を要する。	342,025,000	・現在1部屋に3名～5名が窮屈な状態で生活しており、施設建物一棟を建設する必要がある。
西カリマンタン州 Mulia Dharma 「ムリア・ダルマ」	Jl.Sutan Syahrir No.3.Pontianak 市	80名	・収容能力が不足。 ・備品は不十分。 ・飲料水の濾過装置が故障。 ・当該施設はポンティアナック市唯一の高齢者施設。	324,025,000	・当該施設へのアクセスはよい。 ・入居者は窮屈な環境で生活を強いられており、施設建物一棟の建設が必要。
南カリマンタン州 Budi Sejahtera 「ブディ・スジャトラ」	Jl.A.Yani Km 21,700 Banjarbaru Jl.A.Yani Km 38 Matapura	90名 35名	・入居者の数と収容能力のバランスがとれていない。 ・同地域の高齢者人口(97,712名)と施設収容能力(125名)。 ・1961年に建設されて以来改修工事が行われていない。	340,025,000	・建物面積は10315 m²、敷地面積は22,189 m²で、施設建物一棟の建築が可能。 ・Banjarbaru 施設は高齢者用に、Martapura 施設は病人や緊急の処置を要する入居者用。 ・施設建物一棟の建設が必要。 ・現在3名の元慰安婦及び3名の元慰安婦が入居している。

東カリマンタン州 Nirwana Puri 「ニルワナ・プリ」	Jl.Mayjend Sutoyo Tel:0541-733732 Samarinda 市		・現在65名の高齢者が入居者希望リストに掲載されている。 ・東カリマンタン州には元慰安婦が10名確認されている。	363,525,000	・当該施設の入居者は（希望者の1.5%に過ぎず、それ以上は入居者希望者リストに掲載されている。 ・当該施設はサマリダ市で唯一の高齢者施設。 ・現在の敷地面積から判断して、建物一棟の建設が可能。	
北スラウェシ州 a.Pengasih 「ブンガシ」	Desa Leleko, Romboken 郡, Minahasa 県	68名	・収容能力が不足。 ・1事務所と2寝室、台所があるのみ。 ・備品は最小限レベル。 ・TV、車椅子、救急車がない。	376,525,000	・敷地面積3,429 m²、建物面積は極めて小さいので、極めて窮屈な生活環境。 ・当該施設には現在7名の元慰安婦が確認されている。 ・当地は気候が穏やかで涼しく、高齢者施設として適している。 ・敷地の広さから施設建物一棟の建設が可能。	
b.Ina I Sahati 「イナ・イ・サハティ」	Tunkuramber, Tondano 郡 Tel: 0431 323349	30名	・1999年12月25日の火災により、建物の60%が焼失。 ・収容能力が不足。 ・備品は最小限レベル。	376,525,000	・敷地面積1,091 m²、建物面積391 m²。 ・火災で焼失した残りの部分に、窮屈な状態で入居者は暮らしている。	
バプア州 Tat Twam Asi 「タット・トゥワム・アシ」	Jl.Sereh Pos VII, Sentani, Jayapura 市	80名	・入居者数と収容能力のバランスがとれていない。 ・当該施設はバプア州で唯一の高齢者施設。 ・身よりのない高齢者数は多い。	417,900,000	・施設建物一棟の新築は可能。 ・バプア州は戦時中、日本軍の駐留場所でもあった。 ・施設建物の追加で収容能力の強化が求められる。	
			合計	7,047,650,000	(70億4765万ルピア)	

Bandung, 17 Mei 2003

Kepada Yth:

Mr. TOMOKO MANAKA/ASIAN WOMENS FUN

AKASA ANNEX BUILDING 2-17-42

AKASA MINATO-KU TOKYO 107-0052

PAX.18 + 3-3583-9347 E-MAIL TOMOKO

a.aw F.OR.JP

di -

TOKYO YAPAN

Pertama-tama saya sampaikan salam sejahtera selalu, semoga kita sekalian ada dalam lindungan ALLAH SWT. Amiin, untuk selanjutnya saya Nama : ANISANG menyampaikan surat permohonan Bantuan/sumbangan Dana kepada Mr. Tomoko Manaka yang ada di Tokyo Yapan, KEPADA kami, karena kami adalah Wanita Selir (IANFU) yang dijadikan sebagai wanita pelecehan dan pemerkosaan oleh kaisar Tentara Jepang, sehingga sampai dengan saat ini sudah tidak mampu untuk mencari nafkah karena sudah tidak mampu baik pisik maupun tenaga, sehingga diri kami menjadi orang yang tidak mampu alias orang miskin.

Untuk selanjutnya kami mohon kerelaannya, untuk segera konvensasi - yang telah ditentukan oleh Mr, diberikan, karena kami sangat membutuhkan kannya.

Besar harapan kami agar kiranya Mr dapat merealisasi kepada surat-permohonan ini, dan kami selalu menadahkan tangan menunggu akan di berikannya kepada kami.

Demikian permohonan Dana Bantuan ini kami buat dengan sebenarnya, dan apabila kata-kata kami ini, kurang berkenan, kami mohon maaf yang sebesar-besarnya, dan atas diterimanya permohonan ini, kami (ANISANG) mengucapkan terimakasih.-

Hormat kami.



ANISANG

平成15年3月10日

女性のためのアジア平和国民基金

理事長 村山富市 殿

インドネシア元「慰安婦」問題調査報告書

弁護士 高木 健



1、訪問先

2003. 1. 12

インドネシア元兵補連絡フォーラム協会 (Yayasan Forum Komunikasi Ex-Heiho Indonesia) 集会 各地代表を含め、約50名。元「慰安婦」を含む。

2003. 1. 13

午前、正義と民主主義のためのインドネシア女性連合事務局長・国会議員
ヌルシャバニ・カチャスンカナ氏

午後、ジャカルタ法律扶助協会 (ジャカルタLBH) パルウスマフレッ
ティ氏

2003. 1. 14

ジョグジャカルタ法律扶助協会 (ジョグジャカルタLBH) プディ・ハル
トノ氏及びマルディエムさん

2003. 1. 15

午前、バンドン元「慰安婦」グループ

昼食、インドネシア元兵補連絡フォーラム協会幹部 (3名)

午後、社会省社会復帰・サービス局 (Direjen Pelayanan dan Rehabilitasi Sosial) 高齢者サービス課 (Subdit Pelayanan Lanjut Usia) 課長 ヘティ・
シアギアン氏

協力者：水野広祐京都大学助教授

[提言]

今回の訪問によって、インドネシアでは、被害者、支援組織及びインドネシア政府の全てが、アジア女性基金の3本の柱の事業全部を、フィリピンなどと同じくインドネシアにおいても実施を望んでいることが確認できた。インドネシア元「慰安婦」は、被害当時15歳前後の者が多く、現在75歳前後であり、他の地域の被害者から比べれば、若干若いとはいえ、すでに高齢に達している。早急な事業実施が要請されている。これを躊躇する障害は現在、もはや存在しない。日本政府及びアジア女性基金の責任は重大である。

1、アジア女性基金に対する被害者及び支援組織の対応

ジョグジャカルタ

(1) これまで、インドネシアにおいては、ジョグジャカルタのハルトノ氏やマルディエムさんが、アジア女性基金に反対の意向を表明しているとされていたが、今回、確認の結果、マルディエムさんは一貫して、謝罪の手紙があれば、アジア女性基金の金を受け取りたいとの意向を表明していたとし、ハルトノ氏は、アジア女性基金の社会省を通じた老人ホーム建設には反対していることは確かであるが、アジア女性基金の事業内容については、よく分からないまま、反対をしてきたことが明らかになった。翻訳をしてくれなかったとして、「お詫びの手紙」の内容も知らなかった。フィリピンでは3名しか受け取っておらず、サンプル的な人だけだと聞いていた。最近、インドネシアを訪問した日本の国会議員（岡崎トミ子議員ほか）らが説明した元「慰安婦」の補償法案に期待していると述べた。また、ジョグジャカルタの社会省から、元「慰安婦」2名に2億8000万ルピアを渡すと言ってきたが、アジア女性基金は汚い手を使うとこれを拒否したとも述べた。

(2) しかしながら、具体的に話すと、ハルトノ氏の認識には大きな誤解があり、私が韓国の被害者等に届けている「総理の手紙」を読み上げたところ、マルディエム氏もハルトノ氏も、謝罪文はそれでよい、もし、この手紙と一緒にアジア女性基金の金を受け取りたいと述べ、これまでの態度を改めた。

- (3) ハルトノ氏は、ジョグジャカルタ地域の元「慰安婦」は1156名であると述べたが、その資料の一部には、単なるインドネシア元兵補連絡フォーラム協会のアンケート（住所、氏名、写真などがあるだけで、被害の状況が記されていないもの）も含まれており、到底、全員が元「慰安婦」であるとはいえない状況だった。レイプ被害者や日本兵の元愛人であった者なども含まれている可能性がある。
- (4) ジョグジャカルタのマルディエム氏らに対しては、有光氏らの「市民基金」から6ヶ月間・1万5000ルピア、1年半・6万ルピアが12名の元「慰安婦」に渡されたことがあり、また、木村公一氏からハルトノ氏に、元「慰安婦」会報の費用が渡されるなどの支援がなされている。

その他の地域

- (1) ヌルシャバニ氏によると、ブリタール、バンドン、ジョグジャカルタなどの地域で集会を行ったが、全てアジア女性基金に賛同し、その事業の実施を望んでおり、社会大臣にも要請したという。とくに、アジア女性基金と社会省との間の97年3月25日の覚書に基づく老人ホーム建設は評判の悪いものであるが、元「慰安婦」の希望に添った施設にし、元「慰安婦」による管理を実現させる努力を行っており、改善がなされている。
- (2) ジャカルタのLBH（法律扶助協会）は、以前からアジア女性基金の実施を望んでいるが、情報収集力と行動力において不十分である。インドネシア元兵補連絡フォーラム協会も一時、アジア女性基金に反対したことがあり、インドネシア元兵補連絡フォーラム協会に批判をされたことがあると述べた。
- (3) インドネシア元兵補連絡フォーラム協会の中には、インドネシア在中の牧師木村公一氏と連絡を密にするものもあり、その人は国連でのクマラスAMI報告書を過大に評価し、インドネシア元兵補連絡フォーラム協会の対応に影響がでたこともあったが、今回、話し合いの結果、インドネシア元兵補連絡フォーラム協会は改めて、アジア女性基金の実施を積極的に推進することとなり、要請書を作成し、関係機関に届けることとなった。

- (4) 大きな日本軍基地のあったバンドンにおいて、インドネシア元兵補連絡フォーラム協会のバンドン支部とは別に、360名の元「慰安婦」をまとめたバンドングループがある。2年前、静岡の市民団体の招きで日本に来たが、それ以来、アジア女性基金の事業実施を一貫して望んでいる。
- (5) 以上の結果、インドネシア元兵補連絡フォーラム協会、ジョグジャカルタLBH、ヌルシャバニ氏の正義と民主主義のためのインドネシア女性連合、バンドングループはもとより、ジョグジャカルタLBHのハルトノ氏とマルディエム氏も含め、元「慰安婦」被害者と関連する支援組織は全て、アジア女性基金の事業の実施をインドネシアにおいて求めることに一本化した。

2、インドネシア政府の方針

- (1) インドネシア政府は、96年11月14日、インテン・スエノ社会大臣が、インドネシア政府としてはパンチャシラ哲学に基づき、被害者及び家族の名譽を守るため、日本政府の計画であるアジア女性基金の援助は、インドネシア政府社会省を通じてのみ行われるべきであり、その援助は女性一般の社会福祉、健康上のプロジェクトの形を取るものであれば受け入れるとの大臣の考えに基づき、1997年3月25日、アジア女性基金との間で覚書が締結され、10年間で50施設、合計3億8000万円の経費で政府拠出金による「高齢者社会福祉推進事業」(老人ホーム)が建設されることとなった。
- (2) しかしながら、上記当時はスハルト体制下であり、その後の大変革の結果、インドネシアにも民主化の進展がなされている。現在では、上記老人ホームについての毎日のように批判の声が社会省に届けられており、上記大臣説明もすでに拘束力を失っている。現在、インドネシア政府では、アジア女性基金のインドネシアにおける事業は、韓国やフィリピンなどに比べ明らかに少なく、元「慰安婦」被害者の数に比例的な償い事業を希望するとして、覚書の再検討を日本政府に要請していると、社会省のヘティ課長は述べた。なお、現在、21ヶ所の老人ホームが建設されているが、そこに入居している210名のうち、40名が元「慰安婦」であるという。

- (3) 現在、インドネシア政府としては、元「慰安婦」が1万6000人であったと推定しているが、その全てが真実元「慰安婦」であるとは考えていない。しかし、50年以上前の出来事であり、インドネシア社会にとって恥を感じる問題として、オープンな調査はしにくく、元「慰安婦」の認定は困難なことから、フィリピンの事業（支援団体の協力のもと、政府、司法省が関与）を参考に、日本側の協力（経費も含む）が必要である。
- (4) 現在、インドネシア政府は元「従軍慰安婦」問題担当チームを設立している。97年に発足し、2000年に改組されたが、社会省の他、司法省、国家人権委員会、外務省、基本人権省、女性国家人権委員会、女性会議、高齢者協会、情報省、住民福祉調整省などがメンバーである。しかし、ここにはLBHやヌルシャバニ氏、インドネシア元兵補連絡フォーラム協会は入っていないが、それらの加入も可能だとしている。この担当チームとして、アジア女性基金がインドネシアを訪問した際に応対し、上記覚書の変更が提案されれば、受け入れる用意があると伊勢事務局長にも伝えているという。
- (5) 上記元「慰安婦」チームとして、前記大臣説明の撤回及びアジア女性基金の実施について、メガワティ大統領に対し、何度も要望を行っているが、未だ回答は無いという。しかし、インドネシア政府として、お詫びの手紙、日本国民の償い金と日本政府の医療福祉事業の3本柱に関して、インドネシア人元「慰安婦」に対しても、これを全面的に実行するように、覚え書きを変更することに対しては、日本側のイニシアティブでそれがなされるとするならば、何ら異存はなく、これを望むと発表しても、何ら差し支えはない。日本側からのイニシアティブを望むのは、日本に責任がある問題であるからである。

関係資料

新聞切り抜き
「慰安婦」・戦後問題関連
1-14

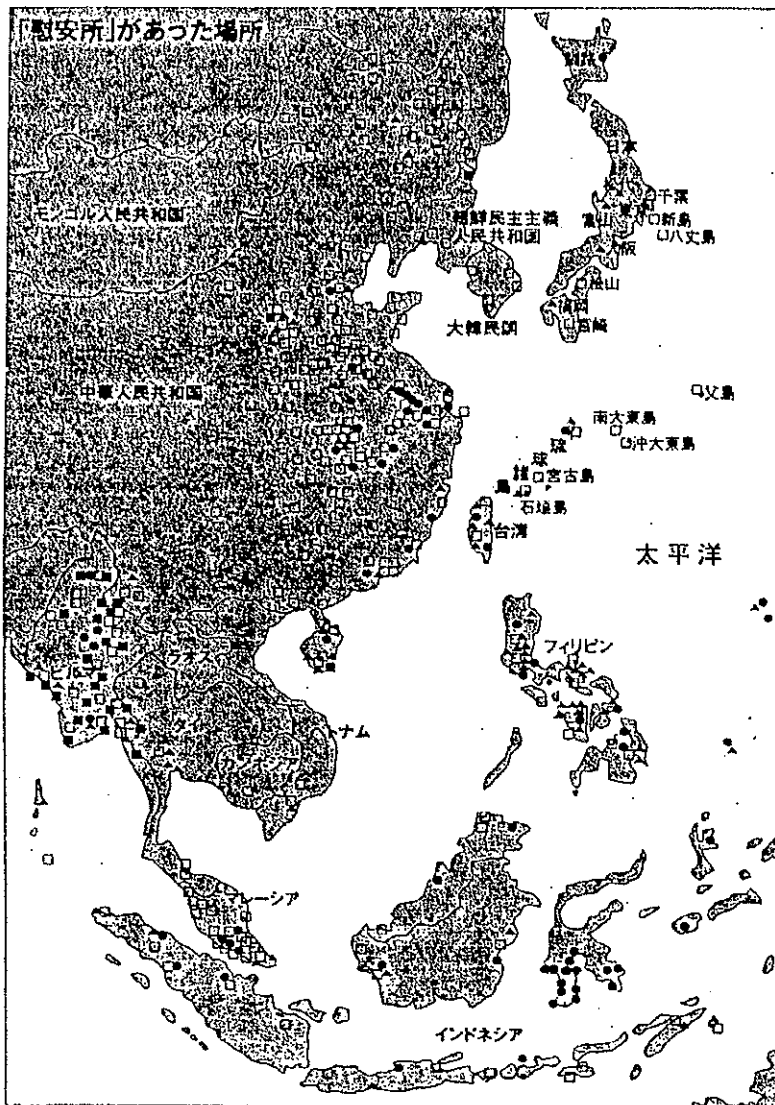
新聞切り抜き
女性・人権問題関連
15-27

AWF関連
28-45

盧武鉉大統領の日本国会演説
46-55

「慰安所」はアジア各地に存在した

日本軍「慰安所」は1932年の上海事変のときにはあったことがわかっている。本格的に広がったのは「南京大虐殺」直後の37年末からで、日本軍の部隊がいたところには、ほとんど「慰安所」が設置されたと推測されている。前線に送られた「慰安婦」たちは、日本軍の敗色が濃くなってくると、病氣や飢えで死んだり、戦場の犠牲になったり、自決を強制させられたりして命を失った例もあった。フィリピンでは、日本軍が撤退するときに虐殺した事例もある。この地図に掲載されていない「慰安所」もその後見つかり、実態解明のためには政府が持っている資料の公開が欠かせない。(取材班)



●「慰安所」が公文書などで確認された地域
▲元「慰安婦」の証言で明らかにされた地域
□部隊長、元兵士などの証言で明らかにされた地域
■「慰安所」跡が現地でも確認されたところ
参考文献：VAWW-NET ジャパン・作成の女性国際戦犯法廷/インフレット

ぐらいまでの女性が一〇人ほどいて、ほとんど、トラックの荷台に乗り込まされた。途中で三、四人ずつ降ろされてゆき、李さんたち三人は最後に順川郡の山奥で降ろされる。

そこには、バラック造りの長屋があり、軍隊の兵舎があるだけで民家は見あたらなかった。そして、安田という日本人が「自分のいうことを聞かないと死ぬぞ」「はたぐぞ」と脅し、チマチヨゴリを脱がされ、寝間着のように長い縞模様の着物を着

せられた。李さんは朝子と呼ばれるようになった。「最初に安田に殴られ、なぶりのものにされてから、多いときは一日二〇人ぐらいの軍人の相手をさせられました。日本兵は言うことを聞かないと、私の足に板をあてて、その板を軍靴で踏みつけるので、痛くてたまりませんでした」

ある日、一緒に連れてこられた錦ヨンスンさんの悲鳴がとなりの部屋から聞こえた。錦さんの部屋から軍人が出ていった後、

「日本兵はナイフで私の身体を刻んだ」

金英淑さん(七六歳、平安北道泰川郡鶴峰里生まれ)も「金儲けができる」と、駐在所の日本人警官に声を掛けられた。三九年十一月のことだった。金敏で鞭打たれた父が半身不随となっていたため、当時一二歳だった金さんは、家族と離れ、地主の三人目の愛人宅で奉公していた。愛人宅での仕事は辛く、警官に「お金ができれば、ここ



詳しくは本誌33号(二〇〇一年三月二日)、37号(同年三月三〇日)参照。

(注3) 慰安所関係の調査結果の発表に関する河野洋平内閣府長官談話(www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisei/korohu.html)

(注4) 九七年秋、東京で二〇カ国から四〇人の海外参加者を招いて開いた「戦争と女性への暴力国際会議」をきっかけに、過去から現在までの戦時・性暴力について国境を越えた連帯行動が始まった。この国際会議にかかわったメンバーを中心に九八年、VAWW-NET(パウ・ネット)ジャパンが発足した。

VAWW-NETジャパンは、女性の人権の視点から国際ネットワークの協力のもと、武力紛争下における女性への暴力の問題、特に以下の三つの分野に重点を置いて、実状調査、被害者支援、このような暴力を防ぐためのキャンペーンやアドボカシー、提言活動や国内外で展開している「慰安婦」問題、②仲通などの米軍基地の周辺に住む女性への暴力の問題、③アジアをはじめとした世界各地の現代の武力紛争下の女性への暴力の問題

政治經濟史學第四三八・四三九合併號（二〇〇三年一・三月）抜刷

慰安婦問題の終末

秦

郁

彦

慰安婦問題の終末

八

秦 郁 彦

「歴史(等)は過去に対する政治である」と喝破したのは、敗戦直後にもはやされたマルクス主義歴史家の服部之総だが、この「金言」にそっくりあてはまる好モデルが慰安婦問題であろう。

ふり返ってみると、この問題の「ビッグバン」を一九九二年とすれば、すでに十一年の歳月が経過している。二〇〇二年七月二十日付の主要各新聞へ「アジア女性基金の償い事業への募金にご協力くださいなさまへ」と題し、計二八五人の元慰安婦たちへの「償い金」支給事業が終了した公告が掲載された時点で決着したと見ることもできよう。

しかし、基金反対派による野党三党の「戦時性的被害者問題の解決の促進に関する法律案」(以後は「国家補償法案」と略称する)の国会審議が三日後の七月二十三日に始まり継続審議になっていること、基金の事業対象とならなかった北朝鮮、中国などに対する処理が将来的に浮上してくる可能性があること、アジア女性基金が被支給者への「アフターケア」、DV(ドメスティック・バイオレンス)問題など「女性尊厳事業」に属する新事業への取り組みを理由に存続しつづけることから、完全に決着したとは言いきれぬ側面もある。

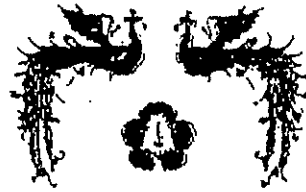
筆者は九九年六月に刊行した『慰安婦と戦場の性』(新潮選書)で九九年前半までの経過をたどったが、ここでその後の三年余にわたるこの問題の歴史的経過と主要な争点を概観したいと考える。その前に「ビッグバン」から九九年までのあらすじを簡単にたどっておきたい。

アジア女性基金の事業

第二次大戦期における慰安婦の存在は以前から知られていたが、長く戦記物の点景ないし色どりにしか扱われてこなかった。ところが一九九一年十二月、韓国人戦没者の遺族会が東京地裁へ集団訴訟したさい、直前に名のり出た元慰安婦三人が加わったことでクロージアップされた。そして日韓双方のマスコミにより、彼女たちが日本軍と官憲によって強制的に拉致されたかのように報じられたため、翌年一月に訪韓した宮沢喜一首相は韓国世論の猛反発に会い謝罪に追いこまれた。日本政府は調査を約したが、強制連行を立証する客観的データが見つからなかったにもかかわらず韓国政府の政治的圧力に屈し、九三年八月四日「慰安婦の…募集・移送・管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた」との表現をふくむ河野(洋平)官房長官談話によって鎮静化をはかったが、玉虫色の表現はかえって論争をヒートさせる結果となる。

この間に内外のNGOによるキャンペーンもあって、問題は他のアジア諸国やオランダにも飛び火し、九六年二月には国連人権委員会にクマラスワミ女史(スリランカ出身)が、河野談話を根拠に慰安婦(性奴隷)制度の犯罪性を指摘、日本政府の謝罪・補償と責任者の処罰を求める中間報告書を作成、提出した(最終報告書は二〇〇三年一月六日付)。

対応に苦慮した日本政府は、日韓条約(一九六五)等によって戦時補償は終わっているのに、重ねての補償は困難だと判断した。そのかわり九五年七月、アジア女性基金を設立、国民から募った寄付金を「償い金」の名目で、首相のお詫び文を添えて名のりでた元慰安婦たちへ支給する方式により道義的責任を果たすことになった。支給対象者を三百人と想定、一〇億円の募金を見こんだが、実際に集まったのは約四億八千万円にとどまった。支給対象者を三百人と想定、一



盧武鉉大統領の日本国会演説

2003.6.9(月) 東京

尊敬する総貫民輔衆議院議長閣下、
倉田寛之参議院議長閣下、
並びに衆参両院の議員の皆様。

本日、日本の民主主義と平和守護の殿堂である、ここ国会議事堂の壇上でご挨拶できることを大変光栄に存じます。

温かく歓迎してくださいました議員の皆様には心から感謝の言葉を申し上げます。日本国民と各界の指導者の皆様にも厚く御礼申し上げます。

私は第二次世界大戦が終結したその翌年に生まれました。いわゆる、「戦後世代」です。そして、日本からもっとも近い釜山(プサン)で、日本が民主主義と経済発展を成し遂げる過程を印象深く見守りながら成長しました。

日本と韓日関係は、私にとって常に重要な関心事でした。

韓国と日本は、民主主義と市場経済、そして平和という基本的な価値観を共有する、地理的、文化的に非常に近い隣国です。私は常に心の中で、韓日両国が北東アジアの平和と繁栄に向けて共に手を取り合って前進する時代を夢見てきました。

尊敬する議員の皆様。

いまや、その時代が間近に迫りつつあります。

私の日本訪問が決まった時、多くの人から質問を受けました。「過去の歴史問題をどうするのか」ということでした。

私たちは皆、この問題がいかに重要なのかをよく知っています。しかし、私は本日、この問題を超越した話をしたいと思います。

それは私たちの未来に関することです。私たちの子供たちが生きていく30年、50年後の北東アジアの秩序に関するビジョンについて申し上げます。

私は韓日両国の国民が胸襟を開き、真の和解と協力の時代を開いていくのに貢献したいと

願っております。両国の国民が過去の歴史問題の影から完全に解放されて、自由に交流し互いに助け合う時代が一日でも早く来ることを、心から願っております。

これがこの時代の両国の指導者が共に取り組んでいかなければならない最優先の課題であり、責務だと考えております。

1965年の国交正常化以来、両国の多くの先輩指導者が絶え間ない努力をしてきました。1998年には両国政府が「21世紀に向けた新たな韓日パートナーシップ関係」の構築に合意しました。

そして今回、私と小泉総理大臣との首脳会談では、北東アジアの平和と繁栄のために両国が共に協力していくことを決議しました。非常に意義深い合意でした。

私はこの場を借りて、議員の皆様、今日と明日の韓国、そして韓日関係の未来に対する希望と抱負を申し上げたいと思います。

尊敬する議員の皆様。

5年前、韓国は深刻な通貨危機に瀕しました。それまで邁進してきた物質的な量の面での成長が限界にぶつかったのです。激しい苦痛が後を続きました。

しかしながら、韓国国民は危機をチャンスとするために、厳しい改革という道を選択しました。全国民が共に苦痛を分かち合いながら、経済全般にわたる構造改革を断行しました。

危機は速いスピードで克服することができました。経済の体質が強化され、経営の透明性も向上されました。全国的に情報インフラを構築し、情報技術(IT)産業が飛躍的な発展を遂げました。

韓国が危機を克服する過程で、日本をはじめ国際社会から大きな援助を受けました。韓国国民は今も、これに対し感謝の気持ちを持っております。

今や、韓国は、新たな変化を追求しています。「量の面での成長」の限界を乗り越えて、「質の面での成長」に向かい始めました。

意義ある多くの変化が急速に進みました。

何よりも著しい変化は、国民の積極的な参与が活発になったことであります。政治・経済・社会はもとより、外交・安保問題にいたるまで躍動的な「参与」文化が根を下ろしつつあります。

今年2月に発足した韓国の「参与政府」はまさに、こうした時代の流れを汲んで誕生しました。「参与政府」の発足は、韓国国民が長い間切望してやまない、新たな変化を象徴しています。

それは、原則と信頼が守られる社会、自由で公正な競争が保障される国、そして国民が国家の真の主人として遇される政府です。

私は貧しい農家の息子として、豊かとは言えない環境で育ちました。独学で司法試験に挑戦し、判事として、また弁護士として活動するうちに政界に入門しました。

人権と民主化のために闘いました。地域主義を拒否し、原則のない対立の政治に抵抗して、選挙では幾度も落選の苦杯をなめました。それでも私は最後まで、原則と信念を貫きました。

私は国政の原理として、「原則と信頼」、「公正と透明」、「対話と妥協」、「分権と自律」の四つを強調しています。国民の参与を通じて、一層成熟した民主主義と躍動的な国家発展を成し遂げていきます。

尊敬する議員の皆様。

日本は早くから西欧の文物を受け入れて、アジアでは最初の近代国家を樹立しました。一時期、帝国主義の道を取ったことで、韓国をはじめアジア諸国に大きな苦痛を与えたこともありました。

しかし、戦後の日本は驚くべき経済成長を成し遂げ、民主主義を確立し、世界から羨望と賛辞の対象となりました。

また、日本は確固たる「非核三原則」と平和主義を提唱してきました。世界第1位の対外援助国として、国際的な信頼と評判を積み上げてきました。

私は汗と知恵で今日の日本を築き上げた日本国民と指導者に、深い尊敬の気持ちを感じております。

その一方で、不幸だった過去の歴史を思い起こす動きが日本から出るたびに、韓国を含むアジア諸国の国民は敏感な反応を見せてきました。防衛安保法制と平和憲法改正の議論についても、注意深く見守っています。

2年後の2005年には、韓日国交正常化40周年を迎えます。

その時まで、両国の国民が完全な和解と協力関係を成し遂げることができないとすれば、両国の指導者は歴史の前に顔を上げることができないでしょう。

私は本日、議員の皆様と各界の指導者の皆様に「勇気ある指導力」を示してくださるよう、丁重にお願いしたいと存じます。

過去は、あるがままに直視しなければなりません。率直な自己反省によって相手を理解し評価するよう、国民を説得していかなければなりません。真実を語ることこそ真の勇気だと考えております。

昨年両国は、「韓日歴史共同研究委員会」を立ち上げました。「過去の歴史は、あるがままに認識しよう」という1998年の両国間の合意精神に合った、望ましい結果が引き出されることを願います。

そしてこれからは「未来」について話し合ひましょう。両国の国民に、真心からの、未来に向けた協力の新たな道を提示しましょう。

韓日関係の未来は、両国がいかなる目標とビジョンを共有しているかにかかっています。

私はその共同目標として、両国が共に「21世紀の北東アジア時代」を開いていくことを提案致します。

日本の青少年が東京で列車に乗り、釜山(プサン)とソウルを経て北京まで修学旅行に行くのは決して、遠い未来の夢ではないはずです。

ヨーロッパ諸国はすでに半世紀前に、未来のための共同目標を設定しました。1957年には欧州経済共同体(EEC)が発足しました。今日、欧州は単一市場、単一通貨まで実現し、国民の間の心の障壁は崩れ落ちました。

韓日両国が意志を共にすれば、北東アジアでもこうした協力の未来を切り拓くことは、いくらでも可能です。

北東アジアの経済規模はすでに世界の5分の1を占めています。人口はヨーロッパの4倍に達しています。それに世界でもっとも躍動的な市場の成長と限りない成長潜在力を備えています。

しかし今、この地域内ではいまだに不信の要素が残されています。経済発展の格差問題の他に、世界的な地域統合の趨勢にも大きく遅れを取っています。

従って、21世紀の北東アジア時代を実現するためには、誰かがまず乗り出さなければなりません。それは韓国と日本です。何よりも韓日両国は、民主主義の伝統と市場経済の経験を共有してきたからであります。

私は、「平和と繁栄の北東アジア時代」こそ、両国の指導者が国民に提示すべき韓日共同の未来だと確信しております。

改めて、議員皆様と各界の指導者の皆様に、大きな指導力を発揮して下さることをお願い申し上げます。

尊敬する議員の皆様。

韓国は今、来る北東アジア時代に備えて、着実にその準備を整えています。

「参与政府」の政策構想は、韓国を「北東アジアの平和と協力のハブ」に作り上げることが目指しています。

ユーラシア大陸から太平洋へ、また太平洋から大陸に、人とモノ、資本と技術、情報と文化が自由に行き来しとどまることもできる、先進システムを構築していく考えです。

韓国はまた、持続的な市場改革を推進しています。経済システム全体を「グローバル・スタンダード」に合うよう改革を続けています。透明で公正な競争の場を設けることで、内国人と外国人人間に差がない、開かれた市場を実現させます。

こうした努力が成功を収めれば、韓国は北東アジアの人々といっしょに融合できる「共同繁栄

の架け橋」となるでしょう。

尊敬する両院議長、
並びに議員の皆様。

「平和と繁栄の北東アジア時代」を開いていくためには、まず解決すべき課題があります。それは韓半島に平和体制を定着させることです。

平和なしには何事も成し遂げることができません。全ては平和からスタートしなければならないというのが、私の信念であります。

韓国の「参与政府」は、「平和繁栄の政策」を推進しています。韓国・北韓との共存共栄を追求しながら、韓半島の平和と安定を制度化していく考えです。

これは、すなわち北東アジアに平和と繁栄の時代を具現できる土台作りをする作業でもあります。

われわれは、南北間の和解協力の基調を引き続き維持、発展させていきます。対北韓政策は、より透明に推進され、日本と米国をはじめ友好国との協調も一貫して維持していきます。

われわれは決して、北韓の核保有を容認しません。同時に、この問題は対話を通じて平和的に解決していくべきだと考えております。

韓半島に緊張が醸成されれば、それは韓半島のみならず、北東アジア全体の平和と安全を脅かします。韓国と日本は共に前の世紀に戦争の惨禍を経験しました。その傷はいまだに癒されておられません。

韓半島と北東アジアの葛藤と緊張高潮は、われわれ皆にとって不幸なことです。これこそ、われわれが北韓の核問題を平和的に解決しなければならない、切実な理由であります。

今年4月に北京で、北韓の核問題に対する平和的な解決のための最初の対話が行われました。私はこの問題が一日や二日で解決できるとは期待していません。対話のモーメントを活かしていかなければなりません。対話を通じて信頼を積み上げていけば、平和的な問題解決の道が開かれます。

これまで日本政府は、韓半島の平和、北韓の核問題の平和解決のために積極的な役割を果たしてきました。中でも、昨年9月に小泉総理が北韓を訪問し、「平壤(ピョンヤン)宣言」を採択したことは、非常に意義深い決断だと評価しています。

尊敬する議員の皆様。

私は日本人拉致問題で日本国民が受けた衝撃と苦痛を良く理解しております。また、日本が北韓の核とミサイル問題に大きな懸念を示していることについても共感しております。

今後、この問題が解消されて日本と北韓との関係が改善されれば、北韓の開放促進と韓半島の平和に大きく寄与することでしょう。

私は、北韓が国際社会の責任ある一員として表舞台に出られるよう、韓日両国が一層緊密に協力して行くことを願います。

日本政府と議会の積極的な役割を期待します。

もはや北韓は核を放棄し、開放と共生の道を歩み出さなければなりません。北韓がこの道を選択した時、韓国と日本をはじめとする国際社会は、必要な援助を惜しまないでしょう。

議員の皆様は韓米同盟関係の未来についても関心が多いと伺っております。

韓米同盟の維持を強固なものにします。先月ブッシュ米大統領との首脳会談で、韓米同盟をさらに確固たるものに発展していくことに合意しました。

現在、韓日米の3か国は、韓半島と北東アジアの平和のために、緊密で積極的な協調関係を維持しています。今後もこうした協力は変わらずに持続されます。

尊敬する議員の皆様。

韓日両国が共同の未来に向けて希望の種を蒔く土壌はすでに準備されています。

昨年、われわれ両国は、ワールドカップ・サッカー大会の共同開催を成功裏に終えました。こ

れもやはり、韓日関係発展の明るい未来を示す、明らかな証拠であります。

両国の経済交流と人的交流も分ちがたい段階に来ています。ご存じのように、韓国と日本は相手に取って、極めて重要な貿易相手国であり、投資パートナーとなっています。

両国を往来する人々は一日に1万人以上に上ります。海外旅行に行く韓国人の大半が日本を訪れています。日本国民が二番目に多く訪問する国もやはり韓国であります。

両国間には毎日約50の航空便が飛んでいますが、それでも足りないほどです。これは世界でも稀な、活発な交流であります。

今後、早期に両国国民がソウルと東京を結ぶシャトル便に乗って、ビザなしに自由に往来できることを期待してやみません。

私は自由な文化交流が、両国国民間の理解を高めるのに非常に有益だと考えております。日本の大衆文化の追加的な開放措置を前向きに検討していきます。

また、若い世代間の対話と交流をさらに増進していきます。

韓日自由貿易協定(FTA)推進の成功のためにも、両国が共に努力することを願います。

終りに、議員の皆様の一つお願いの言葉がございます。

60万人の在日韓国人はこれまで日本で、地域社会と韓日両国の関係発展に向けて大きく貢献をしてきました。私はこの方たちが日本社会の堂々たる一構成員として、さらに積極的に貢献していけることを心から期待してやみません。

皆様が議論していらっしゃる地方参政権が付与されれば、韓日関係の未来に非常に大きな役に立つことでしょう。

尊敬する両院議長、

並びに議員の皆様、

日本のことわざに、「子供は親の背中を見て育つ」という言葉があります。親が生きる姿こそ、

子供たちにとってもっとも大切な教えになるという意味だと理解しております。

私たちは、この子供たちにどんな姿を見せるべきでしょうか。

私たち皆、心の壁を取り壊しましょう。真の和解と協力の時代を開いて行きましょう。そして、われわれの子孫に、よりすばらしく明るい未来を遺しましょう。

私たちが固く手を結んで進めば、未来は私たちのものになります。

ご清聴有難うございました。